

## ■ 平成30年度に授与された特別免許状の内訳

小学校	国立	0	
	公立	8	英語 (8件)
	私立	5	英語 (5件)
中学校	国立	0	
	公立	11	英語 (9件) 数学、理科 (各1件)
	私立	47	英語 (45件) 理科 (2件)
高等学校	国立	2	英語 (2件)
	公立	48	看護 (23件) 英語 (13件) 工業 (4件) 理科 (3件) 福祉 (2件) 数学、保健体育、韓国語 (各1件)
	私立	75	英語 (49件) 看護 (13件) 理科 (6件) 公民、情報 (各2件) 数学、保健体育、福祉 (各1件)
特別支援学校	国立	0	
	公立	12	自立活動 (12件)
	私立	0	
合計		208	<特別免許状所持者の主な職歴> アスリート (オリンピック等)、システムエンジニア、英会話講師、看護師、大学教員

➡ **課題** 高等学校に偏っており、小学校についてほとんど授与されていない、教科が英語や看護に偏っている、公立学校での授与が進んでいない 等

## 外国語（英語）

札幌市立札幌開成中等学校  
ディクセツ・ラクシ 氏

### <職歴>

- ・イギリスの高等学校における日本語教師
- ・英会話講師
- ・日本の高等学校における特別非常勤講師



ディクセツ・ラクシ氏の採用により多様な文化や価値観を尊重しながら学び合える学校の雰囲気が醸成されつつあると感じています。



(札幌市教育委員会 学校教育部教育課程担当課 指導主事)

## 保健体育

京都市立嵯峨中学校  
田本 博子 氏

### <職歴>

- ・アスリート（元オリンピック日本代表）



ソフトボールを引退した後に、講習会や講演会の機会を与えて頂き、聴きにきてくれていた子どもたちが食い入るように私の話しに耳を傾けてくれたことが非常に印象に残りました。

世界で戦った経験をもとに、子どもたちに夢を持つ素晴らしさを伝えていきたいと感じ教員を目指しました。



(御本人)

## 算数・数学

埼玉県 開智小学校（開智学園総合部）  
本間 靖佳 氏

### <職歴>

- ・予備校講師
- ・児童養護施設職員



特別免許状を授与された教員が、一般的な教職課程を履修してきた教員と比較して、何かに劣る・不安を感じるということは一切なく、むしろあらゆる意味で、他に良き影響を与える存在となっています。



(開智小学校 教頭)

## 理科

和歌山県立海南高等学校  
大畠 麻里 氏

### <職歴>

- ・博士研究員
- ・学芸員



生物の実験の授業において、干潟にすむカニ類のハサミ振り行動の研究についての話を聞きました。研究内容について熱心に話されるので、先生が研究対象であるカニのことをすごく好きだということと研究に取り組む情熱が伝わってきました。



(授業を受けた生徒)

- 特別免許状とは、**教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れる**ことにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、**都道府県教育委員会が授与する免許状**。
- 授与に係る**審査基準は、都道府県教育委員会毎に定められている**。
- 全国で年間50件程度の授与しかされておらず、制度の利用が進んでいないため、特別免許状の授与の円滑化に向け、**文部科学省から各都道府県教育委員会に対し、特別免許状の授与に係る指針を示す**。

### 【主な基準】（1、2及び3を満たすこと）

#### 1. 教員としての資質の確認

（1）教科に関する専門的な知識経験又は技能（①又は②の**いずれか**に該当すること）。

① 学校（学校教育法第1条に規定する学校）又は在外教育施設等において**教科に関する授業に携わった経験**

【最低1学期間以上にわたる概ね計600時間以上】

又は

② **教科に関する専門分野に関する勤務経験等**（企業、外国にある教育施設等におけるもの）

【概ね3年以上】

（例）・企業等における英語等による勤務経験  
・教科と関連する専門分野の資格を活用した職業経験  
・外国にある教育施設における勤務経験  
・大学における助教、助手、講師経験 等

（2）社会的信望、教員の職務を行うのに必要な**熱意と識見**（推薦状や志願理由書により確認）

#### 2. 学校教育の効果的実施の確認

任命者又は雇用者による推薦状において、授与候補者の配置により**学校教育が効果的に実施されることを確認**する。

#### 3. 第三者の評価を通じた資質の確認

**学識経験者の面接により、授与候補者の教員としての資質を確認**する。

#### 【その他】

- （1）各都道府県教育委員会においては、**域内の市区町村教育委員会及び学校等と十分に連携**し、特別免許状の授与の要望を酌み取り、適切に手続きが行われるよう、**申請手続の整備及び周知を行う**こと。
- （2）勤務校において、普通免許状所有者が指導・支援を行う形で**特別免許状所有者の研修計画を立案、実施**すること。
- （3）基本的な日本語力が不十分な特別免許状所有者に対しては、学校又は設置者において説明・支援を行うこと。
- （4）特別免許状所有者の配置は、学校ごとに全教員数の5割までとすること（2割を超えて配置する者は、3年以上の学校勤務経験があり、普通免許状所有者と同等に教育活動等を担当できる者とする）。

## ◆ 制度の目的・概要

地域の人材や多様な専門分野の社会人を学校現場に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応やその活性化を図るため、教員免許を有しない非常勤講師を登用し、教科の領域の一部担任させることができる（昭和63年に創設）。

## ◆ 担当する教科等

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における全教科、外国語活動、道徳、総合的な学習の時間の領域の一部及び小学校のクラブ活動（平成10年に対象教科を拡大）

## ◆ 手続・要件

任命・雇用しようとする者から授与権者（都道府県教育委員会）への届出が必要（平成10年に許可制から届出制に変更）。

※ 届出手続きに関して、市区町村教育委員会や学校法人等の負担軽減を図るために、平成30年に「特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出について」を発出

## ◆ 届出件数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校	4,730	4,599	4,796	4,472	4,235
中学校	2,495	2,466	2,382	2,384	2,505
高等学校	11,458	11,663	11,775	11,916	12,324
特別支援学校	1,378	1,613	1,818	1,604	1,772
合計	20,061	20,771	20,771	20,376	20,836

## ◆ 事例

医学・看護 (医師、看護師等)	3,744	外国語（外国語会話を含む） (英会話講師、通訳、ネイティブスピーカー等)		3,731	家庭科教育 (調理師、栄養士等)	1,999	
芸術 (彫刻家、写真家等)	2,373	福祉 (介護福祉士、手話講師等)	1,708	伝統芸能 (能楽師範等)	808	競技スポーツ (元プロ野球選手等)	683
情報 (プログラマー等)	558	茶道・華道 (茶道家、華道家等)	543	書道・書写 (書道家・書道教室講師等)	575	製造現場体験 (建築家、大工等)	230
異文化理解 (通訳、JICA研修員等)	238	野外体験活動（農家、造園業等）	503	伝統工芸 (陶芸家、宮大工等)	325	地域文化理解 (宮司、元公民館長等)	341
環境教育 (農学研究者、ネイチャーガイド等)	200	朗読 (劇団員、図書館司書等)	175	理容・美容 (美容師、ネイリスト等)	142	その他 (NPO法人代表理事、CGクリエイター等)	1,960



## ◆ 制度の目的・概要

臨時免許状は、法令上、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、受検者の人物、学力、実務及び身体について教育職員検定を行うことにより授与されるもの。具体的には、法令を踏まえ都道府県教育委員会が個別に定める基準に基づき授与されている。  
 臨時免許状の効力は、授与された都道府県内においてのみ有効であり、有効期間は3年間（更新無し）となっている。

## ◆ 臨時免許状の授与基準の策定状況

授与基準を定めているのは、平成27年度時点で、47都道府県中32都道府県

<授与基準例>

宮城県：原則として、他校種又は他教科の普通免許状を有すること又は普通免許状の授与を受ける見込みがあること

## ◆ 授与件数

【総授与件数】

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
8,359	8,578	8,405	8,501	8,963

【平成30年度 教科別授与件数（中学校）】

国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	保健	技術	家庭	外国語	宗教	その他	計
145	117	234	207	40	158	99	23	303	252	248	11	0	1,837

【平成30年度 教科別授与件数（高等学校）】

国語	地理歴史	公民	数学	理科	音楽	美術	工芸	書道	保健体育	保健	看護
83	82	102	95	66	66	66	18	52	53	25	294
家庭	情報	農業	工業	商業	水産	福祉	外国語	宗教	その他	計	
228	256	85	146	71	30	68	319	22	41	2,268	

※ 平成30年度における臨時免許状の授与件数は、上記で示した中学校及び高等学校における臨時免許 状の教科別授与件数の合計値のほか、幼稚園（208件）、小学校（3,934件）、特別支援学校（547件）、養護教諭（152件）及び特別支援学校の自立教科等（17件）の合計値が含まれている。

## ◆ 事例

- ・ 高等学校教諭臨時免許状（工業）を、近接領域の免許状（美術・工芸・農業）を持つ教員に授与（東京都）
- ・ 専ら外国語で授業を実施する学校において、外国人を講師として採用するために授与（千葉県、神奈川県）

## ◆ 制度の目的・概要

免許外教科担任制度は、ある教科の免許状を有する教員を採用できない場合に、学校の校長及び主幹教諭、指導教諭又は教諭からの申請に基づき、1年以内の期間に限り、都道府県教育委員会が当該学校のある教科について免許状を有しない主幹教諭、指導教諭又は教諭に対してある教科の教授を担当することを許可する制度。

(例) 高等学校教諭の普通免許状（情報）を有する者を採用できない場合に、高等学校教諭の普通免許状（数学）のみを有する教員に、情報の指導を担当することを許可する。

## ◆ 許可件数

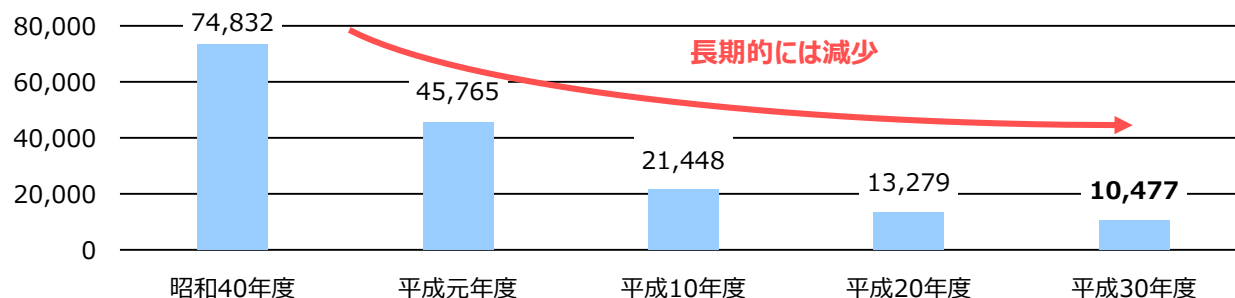
【平成30年度 教科別許可件数（中学校）】

国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	保健	技術	家庭	外国語	宗教	その他	計
290	271	387	202	76	914	356	5	2,112	2,067	192	4	0	6,876

【平成30年度 教科別許可件数（高等学校）】

国語	地理歴史	公民	数学	理科	音楽	美術	工芸	書道	保健体育	保健	看護
50	239	379	109	78	23	50	49	120	104	6	20
家庭	情報	農業	工業	商業	水産	福祉	外国語	宗教	その他	計	
151	1,173	155	342	123	109	162	138	13	8	3,601	

【教科別許可件数推移】

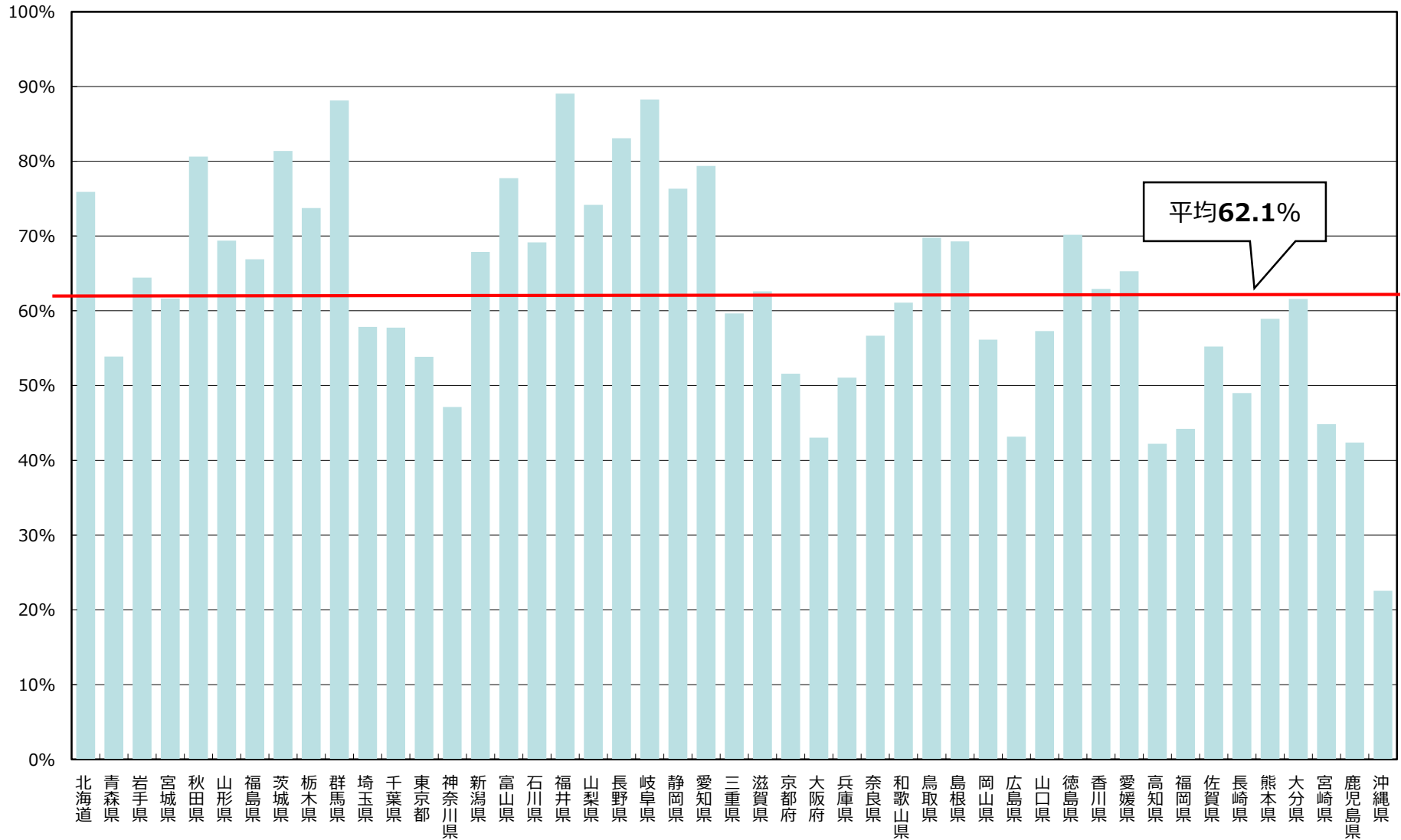


## ◆ 免許外教科担任制度に関する文部科学省の取組

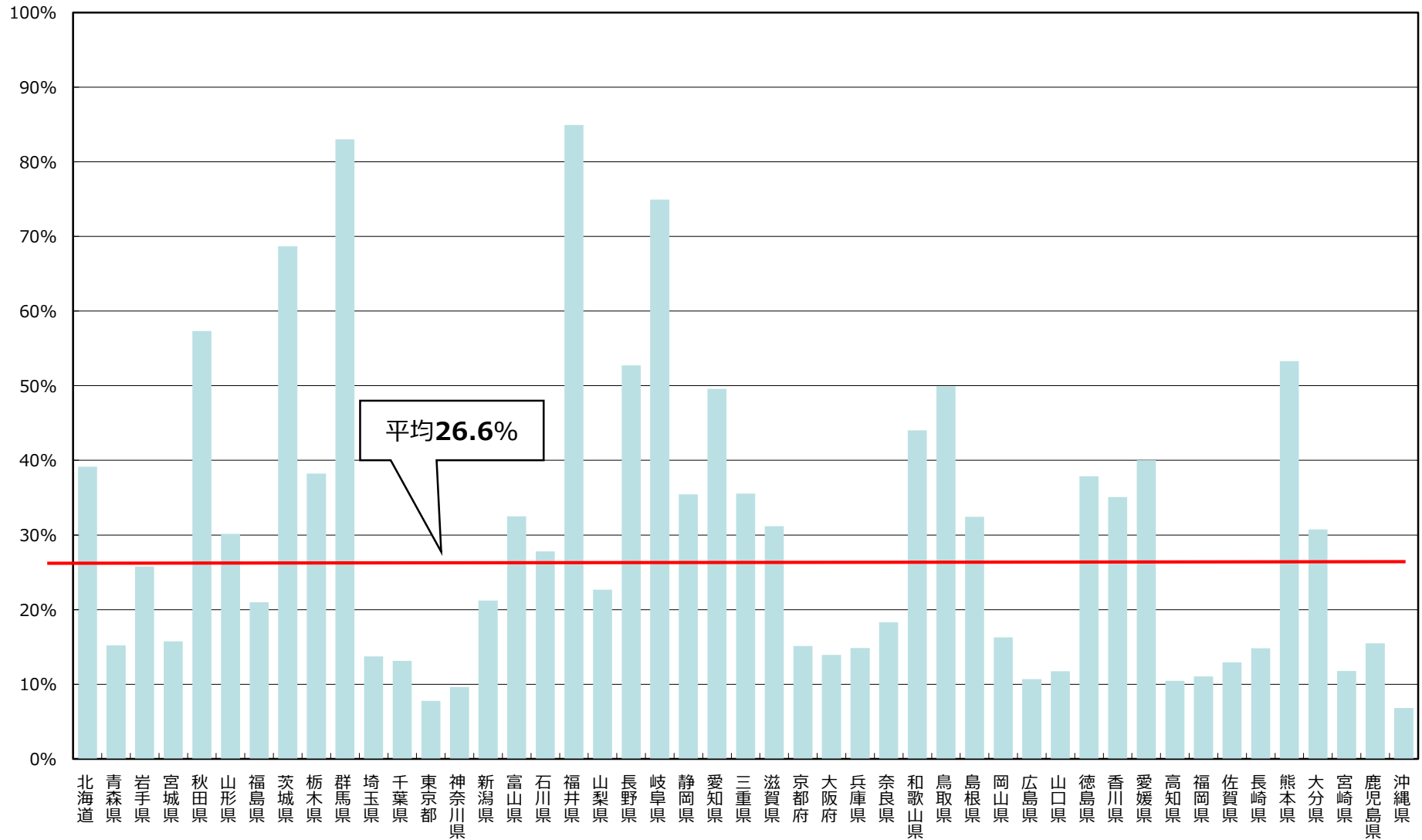
- 免許外教科担任制度の運用指針を都道府県教育委員会に対して示し、同制度の厳格な運用や担当教師への支援等を要請
- 免許外許可担任の縮小に必要な教科等に関して、現職教員が新たな免許状を取得するための講習等を開発・実施

等

# 小学校で勤務している教員に占める中学校教諭の免許状を併有している者の割合



(平成28年度学校教員統計調査より教育人材政策課作成)



(平成28年度学校教員統計調査より教育人材政策課作成)

# 教員資格認定試験の概要

## 制度の趣旨

大学等で教職課程を取らなかった者で教育者としてふさわしい資質を身に付け、教職を志すに至った者に対し教職への道を開くことを目的として創設。本試験合格者は、免許管理者である都道府県教育委員会に申請することにより、教諭の普通免許状が授与される。

## 根拠法令

「教育職員免許法(昭和24年法律第147号)」

第16条の2 普通免許状は、第5条第1項の規定によるほか、普通免許状の種類に応じて文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学の行なう試験(以下「教員資格認定試験」という。)に合格した者で同項各号に該当しないものに授与する。

2(略)

3 文部科学大臣は、教員資格認定試験(文部科学大臣が行うものに限る。)の実施に関する事務を機構に行わせるものとする。

4 教員資格認定試験の受験資格、実施の方法その他試験に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

## 制度の経緯

昭和39年度 高等学校教員資格試験を創設

昭和48年度 教員資格認定試験を創設(実施種目は小学校、特殊教育、高等学校。高等学校教員資格試験は廃止)

平成16年度 高等学校教員資格認定試験を休止

平成17年度 幼稚園教員資格認定試験を開設

平成30年度 試験の実施に関する事務を(独)教職員支援機構に移管

令和2年度 小学校教員資格認定試験の見直し

## 現行の実施種目

- (1) 幼稚園教員資格認定試験(幼稚園教諭二種免許状) (2) 小学校教員資格認定試験(小学校教諭二種免許状)  
(3) 特別支援学校教員資格認定試験(特別支援学校自立活動教諭一種免許状。視覚障害教育・聴覚障害教育・肢体不自由教育・言語障害教育)

## 受験者数等

年度	小学校				特別支援学校				幼稚園			
	出願者	受験者	合格者	合格率	出願者	受験者	合格者	合格率	出願者	受験者	合格者	合格率
平成29年度	1,114	925	138	14.9%	195	170	20	11.8%	284	277	102	36.8%
平成30年度	1,018	849	112	13.2%	265	249	20	8.0%	102	98	21	21.4%
令和元年度	917	780	248	31.8%	160	144	31	21.5%	88	82	39	47.6%
令和2年度	819	742	167	22.5%	174	160	9	5.6%	26	24	8	33.3%



## 見直しの経緯と方向性

- 本試験は、社会人等の教員免許未取得者や、既に他の学校種の教員免許を有する者が活動の場を広げようとする場合に、小学校教諭二種免許取得の道を開く重要な仕組み。
- 近年、受験者の減少傾向が続いていたことなども踏まえ、令和2年2月に令和2年度小学校教員資格認定試験の見直しを公表。
- 見直しに当たり特に重視した点は、以下の通り。
  - (ア)3次・計6日間にわたる試験の時間的負担等の軽減
  - (イ)知識・技能の確認より、教職への意欲や学校教育における活用能力の確認を重視すること
  - (ウ)台風等により試験が実施できなかった場合を想定し予備日を設けること

## 見直しの方針①(日程及び会場)

- 試験日程について、従来、第3次まで計6日間を要していた試験を第2次までの計3日間とし、試験日程についても待ち時間を短縮し、受験者の負担を軽減する。なお、最終合格発表は、各教育委員会の採用日程を考慮し、これまで通り1月下旬とする。
- 台風等の自然災害により試験が実施できない場合を想定し、予備日を設ける。
- 会場数については、受験者数及び予備日・会場の確保を考慮し、全国2会場とする。

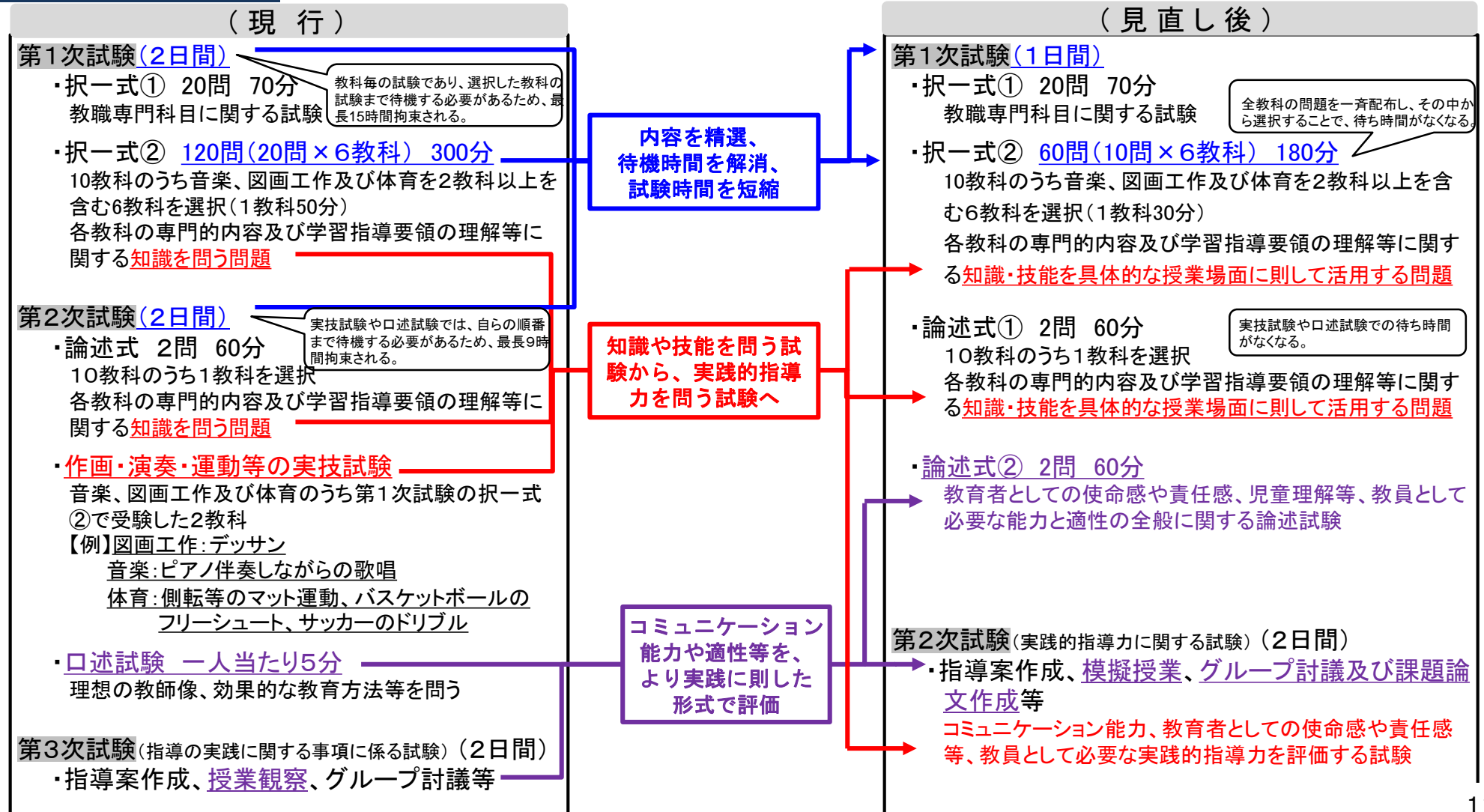
## 試験日程と試験会場の変更点

(現行)			(見直し後)	
第1次試験(9月上旬) 2日間*	・全国6箇所の大学	※土日の実施	第1次試験(9月中旬) 1日間*	第1次試験予備日(9月下旬) ※土日の実施
		日数を減らし、受験生の負担を軽減 (6日間から3日間)	・全国2箇所(東日本と西日本を予定)	
第2次試験(10月中旬) 2日間*	・全国5箇所の大学	※土日の実施		
		自然災害時には試験の中止としていた 運用を改め、予備日を設定	第2次試験(実践的指導力に関する試験)(11月下旬) 2日間*	第2次試験予備日(実践的指導力に関する試験)(12月初旬)
第3次試験(指導の実践に関する事項に係る試験) (11月中旬～下旬)2日間*	・全国5か所の大学附属小学校	※平日の実施	・全国1箇所(茨城県つくば市教職員支援機構)	※土日の実施
合格発表(1月下旬)			合格発表(1月下旬)	

## 見直しの方針②(試験内容・方法)

- 試験内容について、知識・技能の評価から、それらを具体的な授業場面に即して活用する力を評価する問題に転換する(択一式、論述式)。
- コミュニケーション能力や教員としての適性を、より実践に即した形で評価するため、従来の口述試験に代えて模擬授業及びグループ討議等を実施することとする。
- 筆記試験の実施方法を見直し、選択した教科以外の教科の試験が実施されていた間の待ち時間をなくし、受験者の負担を軽減する。

## 試験内容の変更点



## 教員免許更新制について

### I. 制度の目的

教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目的とし、平成21年4月から施行。

### II. 制度の概要

- 2年間で30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、都道府県教育委員会に申請して手続を行うことが必要。
- 平成21年3月31日までに授与された免許状（旧免許状）：有効期間なし
  - ・現職教員には、10年ごとに免許状更新講習を受講する義務があり、受講しない場合には免許状は失効する。
  - ・現職教員ではない者が所定の期限を過ぎた場合には、免許状更新講習を受講した後でなければ教育職員になることはできない。
- 平成21年4月1日以降に授与された免許状（新免許状）：有効期間10年更新手続を行わないまま有効期間を経過すると失効する。

### III. 免許状更新講習

- (1) 開設者
- ・大学
  - ・都道府県等の教育委員会            など

(2) 内容

① 必修領域（6時間）

受講者は、国の教育政策など、省令に定められた全ての事項を受講

② 選択必修領域（6時間）            ※平成28年4月1日から導入

受講者は、英語教育や教育の情報化など、省令に定められた事項から自己の興味関心等に応じて選択して受講

③ 選択領域（18時間）

受講者は、大学等が自由に開設する講習の中から任意に選択して受講

例年約9万人が免許状を  
更新している

## 教員免許更新制導入に当たっての検討経緯

### 1. 今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）

（平成18年7月11日 中央教育審議会）

- 「教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に必要な知識技能の刷新（リニューアル）を図る」という観点から、教員免許更新制の導入を提言。（「教員免許状の有効期間は10年間が適当」と提言）

※教育基本法の改正（平成18年12月22日）

### 2. 社会総がかりで教育再生を ～公教育再生への第一歩～ 第一次報告

（平成19年1月24日 教育再生会議）

- 教員免許更新制の導入を提言。「メリハリのある講習とし、教員の実績や外部評価も勘案しつつ、講習の修了認定を厳格に行う」とする。
- 平成19年通常国会への法案提出を提言。

### 3. 教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について（答申）

（平成19年3月10日 中央教育審議会）

- 「教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に必要な知識技能の刷新（リニューアル）を図る」として、教員免許更新制の導入を提言。（「教員免許状の有効期間は10年間と定めること」と提言）

⇒ 教育職員免許法の改正（平成19年6月27日成立）により、  
教員免許更新制が平成21年4月1日から導入

# 教員免許更新講習の概要

領域	時間	事項	認定大学数等 (令和元年度)	講習数 (令和元年度)	受入予定人数 (令和元年度)	受講者満足度	
必修領域	6時間以上	イ 国の教育政策や世界の教育の動向 ロ 教員としての子ども観、教育観等についての省察 ハ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見(特別支援教育に関するものを含む。) ニ 子どもの生活の変化を踏まえた課題	385	1,177	200,143人	95.0%	
「教員免許更新制度の改善に係る検討会議」報告(平成26年3月)を受け、平成28年度より「 <b>選択必修領域</b> 」を新設。 「 <b>必修領域</b> 」は12時間以上⇒6時間以上に変更。 これにより、 <b>現代的な教育課題への対応、現職経験に応じた履修内容の調整が可能</b> となった。	選択必修領域	6時間以上	イ 学校を巡る近年の状況の変化 ロ 学習指導要領の改訂の動向等 ハ 法令改正及び国の審議会の状況等 ニ 様々な問題に対する組織的対応の必要性 ホ 学校における危機管理上の課題 ヘ 免許法施行規則第二条第一項の表備考第五号に規定するカリキュラム・マネジメント ト 育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 チ 教育相談(いじめ及び不登校への対応を含む。) リ 進路指導及びキャリア教育 ヌ 学校、家庭及び地域の連携及び協働 ル 道徳教育 ヲ 英語教育 ワ 国際理解及び異文化理解教育 カ 教育の情報化(情報通信技術を利用した指導及び情報教育(情報モラルを含む。)等) コ その他文部科学大臣が必要と認める内容	414	2,415	377,349人	95.7%
選択領域	18時間以上	幼児、児童又は生徒に対する教科指導及び生徒指導上の課題	554	9,153	291,770人	96.0%	



## 免許状更新講習の一例（令和元年度実施講習より）

## 必修領域

教育の最新事情～脳科学や心理学の最新知見を、  
学校現場でどう活かすか～（三重大学）

国の教育政策の動向・教員としての子ども観、教育観・子どもの発達に関する脳科学、心理学における最新の知見・子どもの生活の変化を踏まえた課題について、教員に求められる最新の知識・技能の修得と今日的な教育課題についての理解を深める。

## 教育の最新事情と今後の展望（龍谷大学）

近年の社会情勢や教育課題を踏まえ、教育改革の動向や教育研究の成果について具体的な資料を基に解説する。講義だけでなく事例研究やワークショップも織り交ぜ、学校現場で活用できる生きた知識を提供する。

## 選択必修領域

小学生の英語教育  
（島根県立大学）

小学校英語教育の基本的な理論や指導法を理解する。小学校英語教育のための具体的な教材や指導法を学ぶことで、指導する能力を身につける。また、学んだ教材や指導法を履修者同士で使って練習し、実践力を身につける。

18歳成人時代に必要な  
法教育（上越教育大学）

法教育の側面から、主権者教育の中でも政治・選挙教育、消費者教育、労働法教育を行う。法的な概念に関わる内容があることから、講習は弁護士とともに行う。最後には、受講生が授業実践を立案できるようになることを目標とする。

## 子どもの貧困とスクールソーシャルワーク（宇都宮大学）

子どもの貧困の現状を理解し、その支援に向けた具体的な方策を検討するとともに、近年、子どもの貧困への対応のため、学校とともに地域や家庭と協働してその解決にあたることが期待されているスクールソーシャルワーカーについての基本的な理解を目的とする。

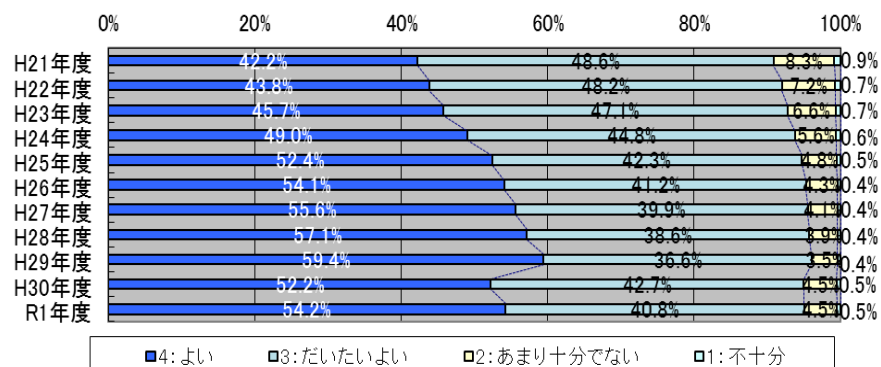
教育の情報化に対応する  
実践力育成（京都ノートルダム女子大学）

ICTの活用について、ICT活用に関わる授業における各教科等の授業実践のポイントや小学校で導入される予定の「プログラミング教育」の概要も解説し簡単な演習を行う。さらに、情報機器を通して起こるネットいじめなどの問題点と、情報モラルの育成に関しても実践例を交え講義する。

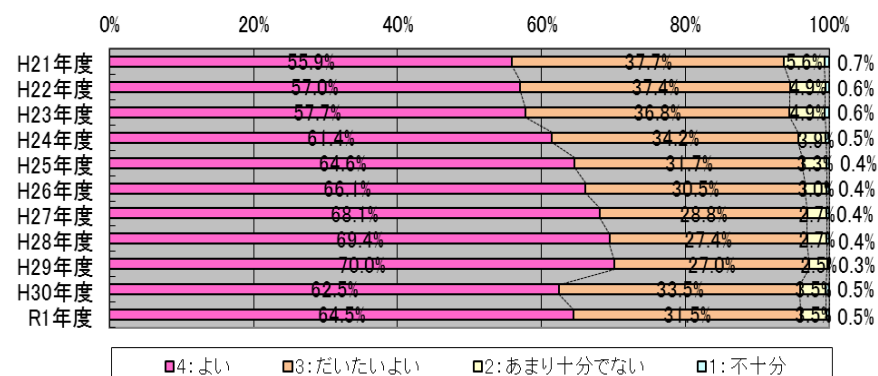
## 令和元年度免許状更新講習 事後評価結果について

- 免許状更新講習の実施にあたっては、講習終了後に受講者による事後評価を行うこととし、その集計結果を2月以内に文部科学省に報告することを義務づけている。
- 評価方法については、以下の3項目についてそれぞれ4段階評価で行っている。
  - I. 講習の内容・方法についての総合的な評価
  - II. 講習を受講した受講者の最新の知識・技能の修得の成果についての総合的な評価
  - III. 講習の運営面（受講者数、会場、連絡等）についての評価
- 各大学等から報告を得ている集計結果について、講習毎の4段階評価の回答割合を算出し、全体の平均値を算定した結果、以下のような状況となっている。

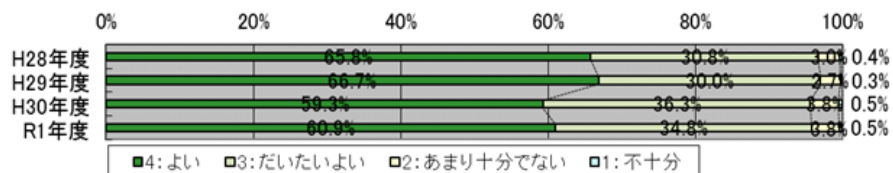
【必修領域】3項目の合計値



【選択領域】3項目の合計値



【選択必修領域】3項目の合計値



## 教員免許更新制の改善に向けた取組①

### ○インターネット利用等による通信教育型の免許状更新講習の充実

インターネット等を利用した通信教育型の講習の充実により、自宅での通年の受講が可能となっている。

項目	H21実績①	H28実績②	H29実績③	H30実績④	R元実績⑤	増減比(⑤/①)
<b>講習数</b>	220講習	322講習	435講習	524講習	621講習	2.8倍
<b>受講人数</b>	15,235人	98,597人	118,831人	213,484人	181,319人	11.9倍

・通信教育型の免許状更新講習の講習数と受講人数(3領域(※)の合計)※3領域…必修領域、選択必修領域、選択領域(選択必修領域は平成28年度から)

### ○免許状更新講習と免許法認定講習の両方の認定を受けた講座を開設する大学数

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
<b>大学数</b>	4大学	7大学等	10大学等	12大学等	14大学等	16大学等	16大学等
<b>大学等名</b>	宮城教育大学、 四天王寺大学、 頌栄短期大学、 鹿児島純心女子大学	宮城教育大学、 筑波大学、 山梨学院短期大学、 四天王寺大学、 頌栄短期大学、 鹿児島純心女子大学、 国立特別支援教育総合研究所	宮城教育大学、 新潟大学、 山梨学院大学、 岐阜女子大学、 四天王寺大学、 兵庫教育大学、 岡山大学、 愛媛大学、 鹿児島純心女子大学、 国立特別支援教育総合研究所	宮城教育大学、 福島大学、 茨城大学、 宇都宮大学、 新潟大学、 山梨学院短期大学、 岐阜女子大学、 四天王寺大学、 兵庫教育大学、 岡山大学、 香川大学、 愛媛大学	宮城教育大学、 茨城大学、 宇都宮大学、 新潟大学、 山梨学院短期大学、 岐阜女子大学、 四天王寺大学、 兵庫教育大学、 岡山大学、 鳴門教育大学、 香川大学、 愛媛大学、 鹿児島純心女子大学、 国立特別支援教育総合研究所	宮城教育大学、 福島大学、 茨城大学、 宇都宮大学、 新潟大学、 山梨学院短期大学、 岐阜女子大学、 大阪教育大学、 四天王寺大学、 兵庫教育大学、 岡山大学、 鳴門教育大学、 香川大学、 愛媛大学、 鹿児島純心女子大学、 国立特別支援教育総合研究所	宮城教育大学、 茨城大学、 千葉大学、 新潟大学、 山梨学院短期大学、 岐阜女子大学、 関西国際大学、 四天王寺大学、 兵庫教育大学、 岡山大学、 川崎医療福祉大学、 香川大学、 愛媛大学、 鹿児島純心女子大学、 島根県教育委員会 国立特別支援教育総合研究所

## 教員免許更新制の改善に向けた取組②

○中堅教諭等資質向上研修と免許状更新講習の相互認定の状況

(1) 中堅教諭等資質向上研修について、免許状更新講習として認定

	受けている	受けていない	受けている都道府県市名
都道府県 (47)	7教委 (14.9%)	40教委 (85.1%)	北海道、福井県、長野県、大阪府、島根県、大分県、鹿児島県
指定都市 (20)	1 (5.0%)	19 (95.0%)	福岡市
中核市 (53)	6 (11.3%)	47 (88.7%)	柏市、長野市、豊橋市、岡崎市、大分市、鹿児島市
複数の自治体による 広域連携地区 (1)	0	1	
総計 (121)	14 (11.6%)	107 (88.4%)	

(2) 免許状更新講習の受講により中堅教諭等資質向上研修の一部を受けたこととする取組

	行っている	行っていない	行っている都道府県市名
都道府県 (47)	14教委 (29.8%)	33教委 (70.2%)	宮城県、富山県、石川県、福井県、山梨県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、愛媛県、高知県、長崎県、大分県、沖縄県
指定都市 (20)	7 (35.0%)	13 (65.0%)	仙台市、さいたま市、名古屋市、大阪市、堺市、岡山市、福岡市
中核市 (53)	22 (41.5%)	31 (58.5%)	宇都宮市、船橋市、柏市、横須賀市、富山市、長野市、豊橋市、岡崎市、大津市、高槻市、東大阪市、枚方市、八尾市、奈良市、和歌山市、倉敷市、松山市、高知市、長崎市、佐世保市、大分市、那覇市
複数の自治体による 広域連携地区 (1)	0	1	
総計 (121)	43 (35.5%)	78 (64.5%)	

# 教員免許更新制や研修をめぐる包括的な検証について（概要） （次期教員養成部会への申し送り事項）（1）

中央教育審議会初等中等  
教育分科会教員養成部会  
（令和3年2月8日）

## I. 包括的な検証の経過報告

### 1. 教員免許更新制の評価について

#### ～ 制度創設時の狙いが達成できているか ～

趣旨である「最新の知識・技能の修得」には一定程度の効果がある一方で、費やした時間や労力に比べて効率的に成果の得られる制度になっているかという点では課題がある。また、学校内外で研修が実施されていることに鑑みれば、10年に一度の更新講習の効果は限定的である。

### 2. 教員免許更新制の課題について 【関係者へのヒアリングの際の意見】

#### ①教員免許更新制の制度設計について

教員免許状の更新手続のミス（いわゆる「うっかり失効」）が、教育職員としての身分に加え、公務員としての身分を喪失する結果をもたらすことについては疑問がある。教員免許更新制そのものが複雑である。

#### ②教師の負担について

教師の勤務時間が増加している中で、講習に費やす30時間の相対的な負担がかつてより高まっている。講習の受講が多い土日や長期休業期間には、学校行事に加え補習や部活動指導が行われたり、研修が開催されている場合もあり、負担感がある。申込み手続や費用、居住地から離れた大学等での受講にも負担感がある。

#### ③管理職等の負担について

教員免許更新制に関する手続や教師への講習受講の勧奨等が、学校の管理職や教育委員会事務局の多忙化を招いている。

#### ④教師の確保への影響について

免許状の未更新を理由に臨時的任用教員等の確保ができなかった事例が既に多数存在していることに加え、退職教師を活用することが困難になりかねない状況が生じている。

#### ⑤講習開設者側から見た課題等について

受講者からは、学校現場における実践が可能な内容を含む講習、双方向・少人数の講習が高い評価を得る傾向がある。一方で、講習開設者は、講習を担う教員の確保や採算の確保等に課題を感じている。

### 3. 各都道府県教育委員会等が体系的に行う教員研修の状況について

教員研修については、研修の方法の改善、研修のオンライン化などが進んでおり、平成28年の教育公務員特例法の改正を踏まえた研修の充実・改善が進んでいる。また、独立行政法人教職員支援機構の行う研修についても、オンライン化の進展や内容の見直しが進んでいる。



## 教員免許更新制や研修をめぐる包括的な検証について（概要） （次期教員養成部会への申し送り事項）（2）

### II. 次期部会における検証・検討について

#### 1. 包括的検証に関して残された論点について

新年度に明らかになる教員免許状の有効期限延長の状況、臨時免許状の授与の状況など各種のデータに基づきながら、今般の新型コロナウイルス感染症の影響下で、教員免許更新制が、子供たちの学びの保障に注力する教師や迅速な人的体制の確保に及ぼす影響の分析を行う必要がある。

また、本年度、「新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージ」（令和2年6月5日文部科学省初等中等教育局）に基づき、教師が「学びの保障」に集中する環境整備を図るため控えていた現場の教師を対象とする一定規模の調査を新年度に速やかに行い、上記のヒアリングで得た事実認識が、現場の教師の認識と一致していることを裏付けることが必要である。

#### 2. 検証終了後の検討の在り方について

検証が完了した後は、その結果を踏まえて、教員免許更新制や研修の在り方について速やかに見直しを行い、その方策を教育現場に定着させて教師の資質向上を図る必要がある。

これまでの検証の結果を踏まえると、その時々で求められる教師としての基本的知識技能が保持されるよう、定期的に必要な刷新とその確認を行うという制度の趣旨を踏まえつつ、教員免許更新制について、抜本的に検討を行い、

- ・教師の資質能力の確保
- ・教師や管理職等の負担の軽減
- ・教師の確保を妨げないこと

のいずれもが成立する解を見出していかなければならない。

教育委員会関係者や校長会関係者からの提案その他の改善策を講じることにより、教師の資質能力の確保を図るとともに、教師や管理職等の負担が軽減され、教師の確保を妨げない教員免許更新制とすることが可能かという観点で、今後も具体的な検討が行われる必要がある。

## **V. 教員養成大学・学部、教職大学院の機能強化・高度化関係**

## ■平成18年7月 今後の教員養成・免許制度の在り方について (中央教育審議会答申)

- ✓ 研究者養成と高度専門職業人養成の機能が不分明だった大学院の諸機能を整理し、教員養成教育の改善・充実を図るため、教員養成に特化した専門職大学院としての枠組み『教職大学院』制度の創設について提言

## ■平成24年8月 教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について (中央教育審議会答申)

- ✓ 教員を高度専門職として明確に位置付けるとともに「学び続ける教員像」の確立の必要性について提言
- ✓ 特に修士レベルについては、教職大学院制度を発展・拡充し、全ての都道府県に設置を推進することを提言

## ■平成25年10月 大学院段階の教員養成の改革と充実等について

(教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議 報告書)

- ✓ 国立の教員養成系修士課程は原則として、教職大学院に段階的に移行することとし、教職大学院の具体的な在り方について提言

## ■平成29年8月 教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて

(国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議 報告書)

- ✓ 「エビデンスに基づいた教員養成機能の質の向上」「法定化された『協議会』を通じた地域との連携」「PDCAサイクルによる教員養成カリキュラムの質保証」「教職大学院の機能拡充」「国立大学法人の第3期中期目標期間中に自らの規模や他大学との連携等について検討し一定の結論をまとめること」等について提言

## ■令和2年12月 国立大学法人の組織及び業務全般の見直しに関する視点 (国立大学法人評価委員会)

- ✓ 社会の変化や技術革新に対応し、教員としての資質・能力を継続的に高めることが求められている中、教員養成系学部・教職大学院・附属学校が中心的な役割を果たし、教員養成・研修機能の高度化に取り組むべきではないか。また、教員養成系学部については、第3期中期目標期間中の有識者会議や中央教育審議会の報告等を踏まえ、地域の教員需要の推移等に応じて入学定員を見直すとともに、学科間・大学間で教職課程を共同で実施する新しい仕組みの活用等を通じた教員養成機能の連携・集約により、地域の教員養成機能の維持・向上に取り組むことが必要ではないか。

## 1. 教員養成大学・学部

教員養成大学・学部は、教員に求められる高い資質の育成等を行っており、現在44大学44学部(うち単科大学11)が設置されている。

### ➤ 課程・入学定員(令和2年度)

大学数	入学定員		
	教員養成課程	新課程	合計
44 大学	11, 032 人	1, 518 人	12, 550 人

※新課程: 都道府県教育委員会の教員採用数の減少などによる教員就職率の低下に伴い、昭和62年度から教員養成課程の一部を教員以外の職業分野の人材や高い教養と柔軟な思考力を身につけた人材を養成することを目的とした課程として改組したもの。新課程の定員は平成12年度をピークに拡大し一定規模を保ってきたが、教員の大量退職の増加による教員採用数の拡大にあわせて、平成17年3月に教育分野に係る大学等の設置又は収容定員増に関する抑制方針を撤廃したことにより、教員養成課程への定員の振り替え等が進み、国立の教員養成大学・学部においては、初等中等教育を担う教員の質の向上に目的を特化させるため、原則、新課程の廃止を進めている。

## 2. 教員養成系の大学院(修士課程・博士課程)

### 【修士課程】

国立の教員養成系修士課程における高度専門職業人としての教員養成機能は原則として、教職大学院へ段階的に移行することとしている。

### ➤ 設置状況(令和2年度)

大学数	研究科数	専攻数	入学定員
26 大学	26	42	1, 441 人

### 【博士課程】

教員養成学部自ら各教科の専門や教科教育学の分野における実践的かつ高度の研究能力を有し、将来教員養成学部の教員となる人材を養成することなどを目的として設置。

### ➤ 設置状況(令和2年度)

- 連合大学院 東京学芸大学(入学定員:30名)、兵庫教育大学(入学定員:32名)
- 共同教育課程 静岡大学・愛知教育大学(入学定員:4+4名)
- 単独設置 広島大学(入学定員:49名)

※広島大学では教育学、心理学、教科教育学等が統合された教育学習科学を構築するとともに、その理論的・学際的・開発的・先端的な研究・教育を推進し実践する人材を育成。

# 全国の国立の教員養成大学・学部の設置状況（令和2年度）

(注) [ ]は、教員養成課程入学定員  
( )は、" 新課程入学定員

琉球 [140] (なし)		北海道教育 [720] (465)		(注2) 山形大学、福島大学については、平成17年4月より、 ①山形大学教育学部は地域教育文化学部（一般学部）に、 ②福島大学教育学部は人間発達文化学類（一般学部）に改組、 教員の養成は課程認定を受けた学科において引き続きを行うこととなった。				弘前 [160] (なし)					
				(注1) 島根大学、鳥取大学については、平成16年4月より、 ①島根大学教育学部は、教育学部として教員の計画養成を強化、 ②鳥取大学教育地域科学部は、地域学部（一般学部）に改組し、 役割分担を行った。						秋田 [110] (100)		岩手 [160] (なし)	
				(注3) 富山大学については、平成18年4月より、 人間発達科学部に改組し、教員の養成は課程認定を 受けた学科において引き続き行うこととなった。				山形 <sup>(注2)</sup> なし		宮城教育 [345] (なし)			
福岡教育 [615] (なし)		山口 [180] (なし)	島根 <sup>(注1)</sup> [130] (なし)	鳥取 <sup>(注1)</sup> なし	福井 [100] (なし)	金沢 [100] (なし)	富山 <sup>(注3)</sup> なし	新潟 [180] (なし)	福島 <sup>(注2)</sup> なし				
長崎 [180] (なし)		佐賀 [120] (なし)	広島 [157] (288)	岡山 [280] (なし)	兵庫教育 [160] (なし)	京都教育 [300] (なし)	滋賀 [230] なし	上越教育 [160] (なし)	群馬 [190] (なし)	宇都宮 [170] (なし)	茨城 [275] (なし)		
熊本 [230] (なし)		大分 [135] (なし)	愛媛 [160] (なし)		香川 [160] (なし)	大阪教育 [550] (350)	奈良教育 [255] (なし)	信州 [240] (なし)	山梨 [125] (なし)	埼玉 [380] (なし)	千葉 [390] (なし)		
鹿児島 [190] (なし)		宮崎 [120] (なし)	高知 [130] (なし)	鳴門教育 [100] (なし)	和歌山 [165] (なし)	三重 [200] (なし)	岐阜 [250] (なし)	静岡 [300] (なし)	東京学芸 [825] (185)				
							愛知教育 [735] (130)			横浜国立 [230] (なし)			



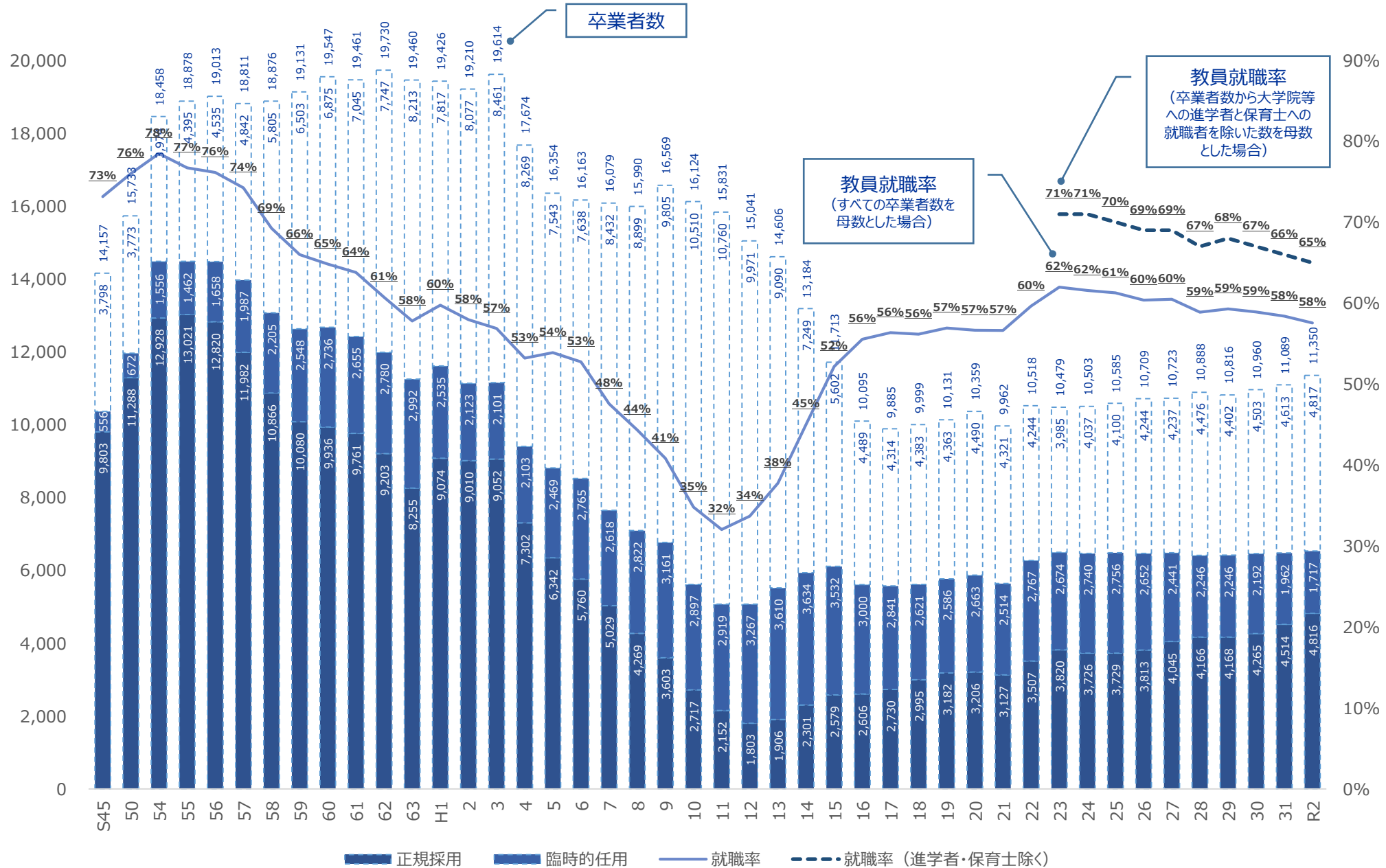
# 国立の教員養成大学・学部の就職状況

○過去5年間では、人数、割合共に「正規採用者」及び「教員・保育士以外への就職者」が増加する一方、「臨時的任用」及び「未就職者」は減少傾向

	就職者					大学院等への進学者	未就職者	卒業者	卒業者数から大学院等への進学者と保育士への就職者を除いた数
	教員就職者		保育士への就職者	教員・保育士以外への就職者					
	うち正規採用	うち臨時的任用							
R2.3 卒業者	6,533 (64.4%)	4,816 (47.4%)	1,717 (16.9%)	199	3,135 (30.9%)	1,000	483 (4.8%)	11,350	10,151 (100%)
H31.3 卒業者	6,476 (65.7%)	4,514 (45.8%)	1,962 (19.9%)	180	2,840 (28.8%)	1,058	535 (5.4%)	11,089	9,851 (100%)
H30.3 卒業者	6,457 (67.0%)	4,265 (44.2%)	2,192 (22.7%)	158	2,688 (27.9%)	1,162	495 (5.1%)	10,960	9,640 (100%)
H29.3 卒業者	6,414 (67.5%)	4,168 (43.9%)	2,246 (23.6%)	155	2,438 (25.7%)	1,163	646 (6.8%)	10,816	9,498 (100%)
H28.3 卒業者	6,413 (67.4%)	4,167 (43.8%)	2,246 (23.6%)	153	2,341 (24.6%)	1,223	758 (8.0%)	10,888	9,512 (100%)

※括弧内の割合は卒業者数から大学院等への進学者と保育士への就職者を除いた数を母数としたもの

# 国立の教員養成大学・学部卒業者の教員就職状況の推移



出典：文部科学省総合教育政策局教育人材政策課調べ

## 1. 教職大学院の目的及び機能

平成19年度に、高度専門職業人養成としての教員養成に特化した専門職大学院として制度化。  
 （平成20年度から開設）

- ① 学部段階での資質能力を修得した者の中から、さらにより実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成。
- ② 現職教員を対象に、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導倫理と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーの養成。

## 2. 教職大学院の特性(既存の修士課程との違い)

	教職大学院	教員養成系修士課程
修了要件	45単位以上（うち10単位以上は学校等での実習）	30単位以上 修士論文の作成（研究指導）
教員	4割以上は教職経験者等の実務家教員	大半が研究者
授業方法	①事例研究、現地調査、双方向・多方向に行われる討論・質疑応答 ②学校実習及び共通科目を必修とした体系的な教育課程	研究指導が中心
学位	教職修士（専門職）	修士（教育学）

## 3. 現状

- ① 設置大学数【令和2年度】：54大学（国立大学47校、私立大学7校）
- ② 教員就職率(※)【令和2年3月修了者】：95.5%  
 （参考）国立教員養成大学・学部の学部新卒者の教員就職率：64.4%  
 国立教員養成系修士課程の修了者の教員就職率：53.5%（平成31年2月修了者）  
 （※）現職教員学生を除く教職大学院修了者のうち教員に就職した者（臨時的任用を含む）の割合を指す。
- ③ 入学定員充足率【令和2年度】：81.0%（前年度より0.7%増）
- ④ 志願者数【令和2年度】：2,237人（前年度より171人増）
- ⑤ 入学者数【令和2年度】：1,823人（前年度より174人増）  
 （現職教員：804人（44%）学部新卒学生等：1,019人（56%））

# 全国の教職大学院の設置状況（令和2年度）

国立大学：47大学（入学定員2,045人）  
 私立大学：7大学（同 205人）  
 合計 54大学（同 2,250人）  
 ＊46都道府県で設置  
 大学名の下の（ ）は入学定員

北海道教育  
（45）

弘前  
（18）

秋田  
（20）

岩手  
（16）

山形  
（20）

宮城教育  
（32）

上越教育  
（170）  
新潟  
（20）

福島  
（16）

茨城  
（15）

宇都宮  
（18）

千葉  
（20）

聖徳  
（15）

埼玉  
（20）

東京学芸（210）  
創価（25）  
玉川（20）  
帝京（30）  
早稲田（60）

富山  
（14）

群馬  
（20）

横浜国立  
（15）

福井  
（60）

滋賀  
（20）

岐阜  
（25）

静岡（45）  
常葉（20）

金沢  
（15）

信州  
（30）

山梨  
（38）

京都教育  
（60）  
立命館  
（35）

奈良教育  
（25）

愛知教育  
（120）

三重  
（14）

兵庫教育  
（155）

大阪教育  
（150）

和歌山  
（30）

（鳥取）  
※鳥根大  
で養成

島根  
（17）

広島  
（30）

岡山  
（45）

愛媛  
（40）

高知  
（15）

香川  
（20）

鳴門教育  
（180）

山口  
（28）

佐賀  
（20）

長崎  
（28）

熊本  
（30）

福岡教育  
（40）

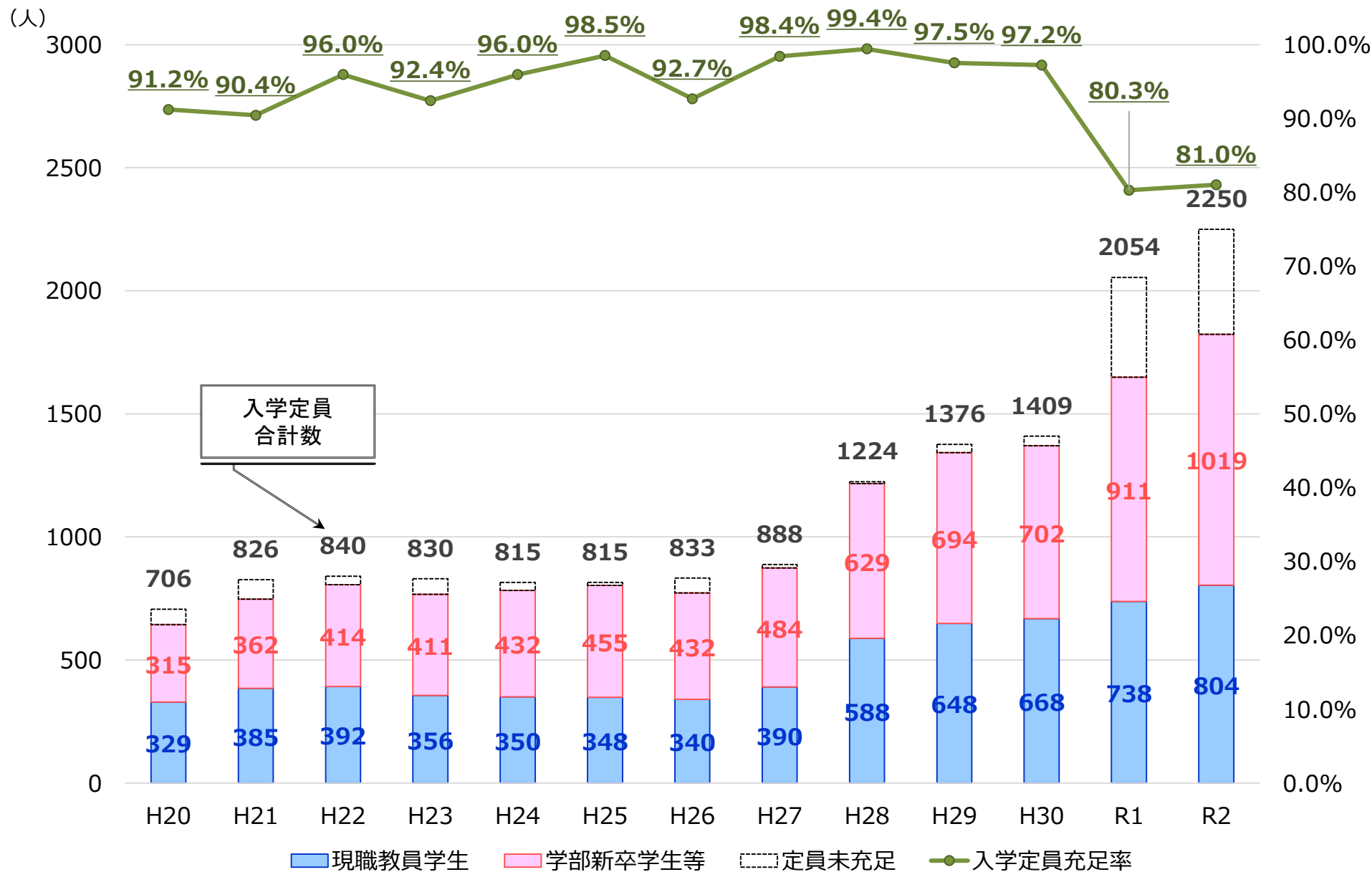
大分  
（20）

宮崎  
（20）

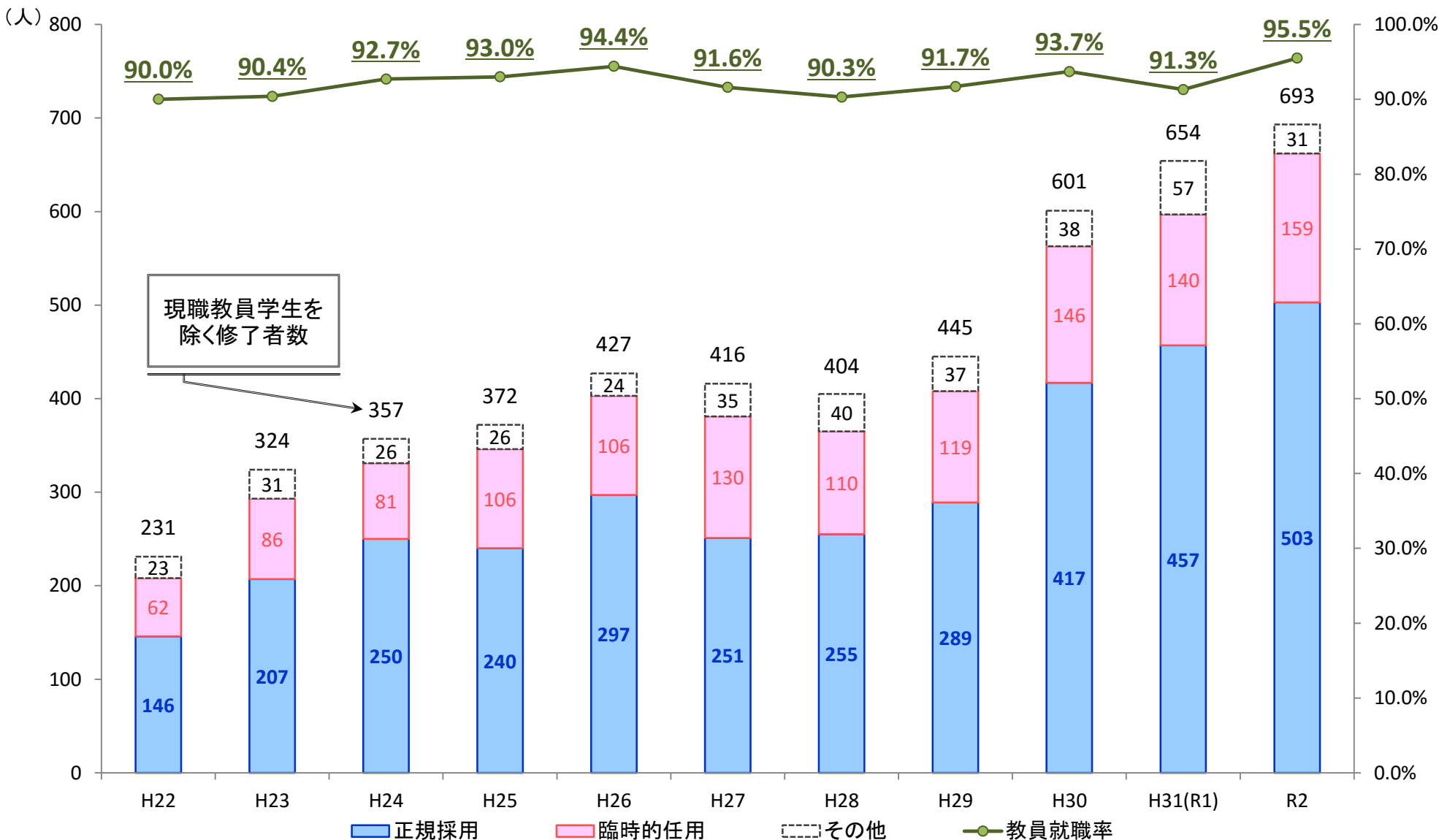
鹿児島  
（16）

琉球  
（20）

# 国私立の教職大学院の入学者数及び入学定員充足率の推移



# 教職大学院修了者の教員就職状況



※1 教職大学院修了者のうち、現職教員学生を除いた場合の教員就職率を指す。

※2 「正規採用」は、国公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小、中、高等、中等教育、特別支援の各学校の常勤教員（養護教諭及び栄養教諭を含む）として就職した者を指す。

※3 「臨時的任用」は、1年以内の期限付きの教員や病休、産休、育児休業などの代替教員等として臨時的に任用（採用）された者を指す。

※4 「その他」は、主に大学院等進学者や教員・保育士以外への就職者等を指す。



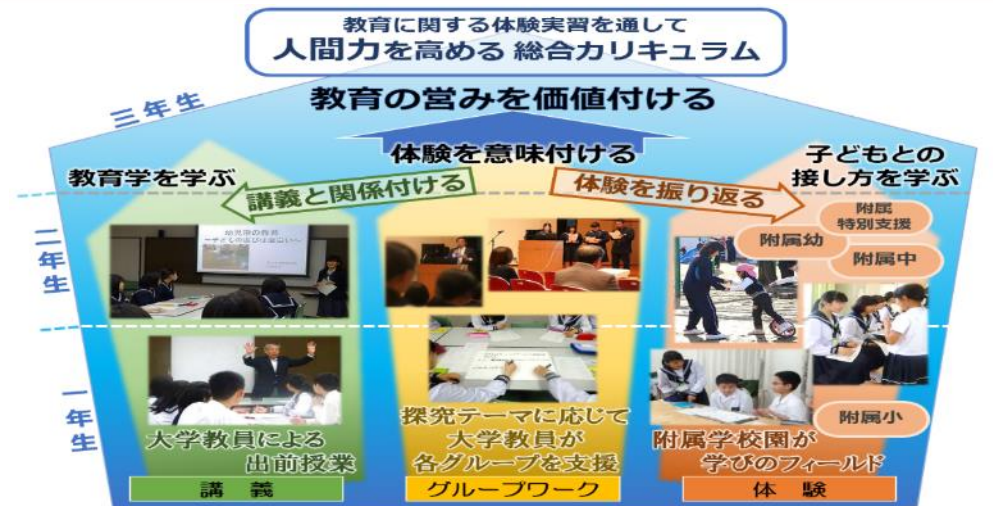
## 【宇都宮大学・群馬大学】全国初の共同教育学部の開設

- 今後教員需要が減少していくことが想定される中で、社会ニーズに応える質の高い教員養成教育を継続して実施していくため、2020年、群馬大学と宇都宮大学は全国初の「共同教育学部」をスタートさせた。
- 共同教育学部となることによって、大学4年間の授業の40%ほどが両大学の「相互乗り入れ」によって行われる。両大学の強みを生かしたカリキュラム・授業構成が可能となり質の高い教員養成が実現できるだけでなく、情報化社会やグローバル化への対応が可能になるなどの相乗効果が期待される。
- また、特別支援学校教諭免許については、全国でも数少ない5領域全てをカバーする学部となり、多様な教員免許を取得できる体制が整っている。



## 【香川大学】高大接続・教育委員会と連携した香川県立坂出高校教育創造コースへの協力

- 香川大学教育学部との連携により、平成29年度に県立坂出高校に「教育創造コース」が創設された。このコースの教育プログラムに対して、教育学部と附属学校園が協力している。とくに教育プログラムの中心となる総合的な学習の時間に、大学教員による出前授業、グループ研究へのアドバイス等の支援を行うとともに、附属学校園が実践的な学びのフィールドを提供している。
- 坂出高校教育創造コースの生徒たちは、1年次に附属坂出小学校を4回、2年次には附属幼稚園を3回、附属坂出中学校を2回、附属特別支援学校を1回訪問した。幼稚園では園児と一緒に遊び、小学校では教科学習の補助や給食指導を行った。
- 県立坂出高校「教育創造コース」の創設と教育プログラムへの協力、さらには入試改革を含む高大接続の取り組みにより、県内高校出身の教育学部志願者を安定的に確保し、高校段階から地元で働く教員として必要な資質能力の素地を養うことができる。





## 【北海道教育大学】教育実習前CBTによる学生の学びの質保証

- 北海道教育大学は、教育実習をより実効性のあるものとするため、教員として身に付けておくべき基礎的な知識に加え、学校現場で役立つ内容や指導方法をテキストにより学び、コンピュータによる検定でその理解度を確かめる教育実習前CBT（Computer Based Testing）を全国で初めて開発・実施した。
- 本学において、教育実習前CBTは、事前指導と同様、教育実習の履修要件として教育課程に位置付けており、学生は学校現場で起こりがちな問題や事例の1つ1つをイメージし、基本的な対応方法を具体的に学ぶことができる。これにより、学生は教育実習で経験する様々な場面において、学んだ内容を活用し、状況を踏まえた総合的な判断ができる力を身に付けることで、学生自身の実践的指導力の向上、更には多様な教育場面で対応できる教員へと成長させる効果がある。
- 今後は、全国の教員養成大学・学部を中心に教育実習前CBTの活用を拡大し、学生の学びの質保証及び教員養成教育の向上を目指す。

### 教育実習前CBTの実施内容について

- ・出題数：50問（約1,000問から出題）
  - ・解答時間：60分・合格基準：7割
  - ・出題方法：問題区分の各項目をアランダムに出題
  - ・問題区分：児童生徒理解、学級経営、生徒指導、学習指導、特別支援教育、危機管理などの学校現場における実践予測問題
- ※実務経験豊富な教員を配置し、検定問題の作成及びきめ細かな学生指導を行っている。



#### （学生からの声）

- 教育現場における実践的な問題が学べ、自分自身のためになった。
- 学校現場で起こる問題について、自分で考えることができ、実習につながると感じた。
- 問題集は実践例が記載されており、分かりやすく、効率よく学べた。

#### （学校現場・教育委員会からの声）

- 学校現場ですぐに役立つ内容で、教育実習の事前学習における効果に期待したい。
- 現代的な新たな課題が生じている社会に鑑み、新任教員研修でも現職教員研修でも活用できる内容が含まれている。

## 【兵庫教育大学】働きながら「学び続ける教員」のための神戸ハーバーランドキャンパス

- 現職教員が勤務しながら学べるよう神戸市にサテライトキャンパス（大学院夜間クラス）を設置している。加東キャンパスの昼間クラスとほぼ同等の教育課程を実施し、平成12年度の開設から、これまでに約1,000人の入学者があり、平成30年度は198人が神戸ハーバーランドキャンパスで学んでいる。開設当初から夜間クラスでは、①長期履修学生制度の適用、②授業の開始時間や時間表の工夫、③図書室・院生合同研究室の充実など学びやすい環境づくりに努めてきた。また、臨床心理相談室も併設し、心理的援助を必要とする子ども、成人、家族を対象に幅広い相談業務を行っている。

### 夜間クラスも併設

交通に便利な神戸市中央区に神戸ハーバーランドキャンパスを開設しています。夜間クラスを開講しており、現職教員や社会人が、ゆとりある履修で働きながら学べる環境を整えています。



神戸ハーバーランド

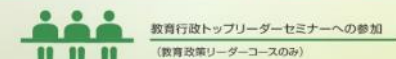
平成12年度から受け入れを開始し、これまでに約1,000人が入学

### 教育政策リーダーコース

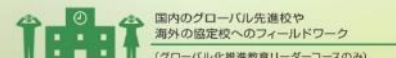
受講者のニーズに応じて多様な学びを提供



神戸HLCでの授業・ゼミ    アクティブラーニング    ビデオオンデマンド講義



教育行政トップリーダーセミナーへの参加  
（教育政策リーダーコースのみ）



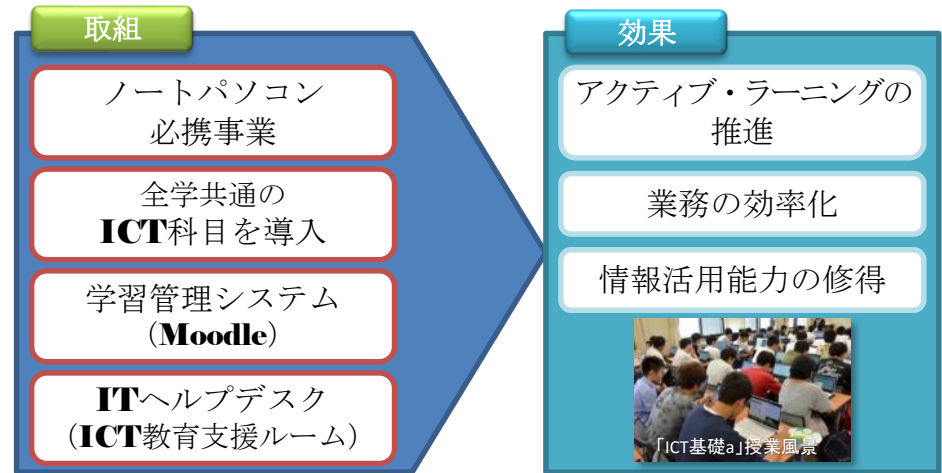
国内のグローバル先進校や海外の協定校へのフィールドワーク  
（グローバル推進教育リーダーコースのみ）

教育長（次長）6人、校長（教頭）8人をはじめ、学校教諭、教育委員会職員等の方が在籍

（神戸ハーバーランドキャンパス概要） 総面積：1,575㎡  
講義室：6室、演習室：10室、コンピュータ教室、院生合同研究室、図書室、臨床心理相談室等：6室、ホール（100人収容）、会議室

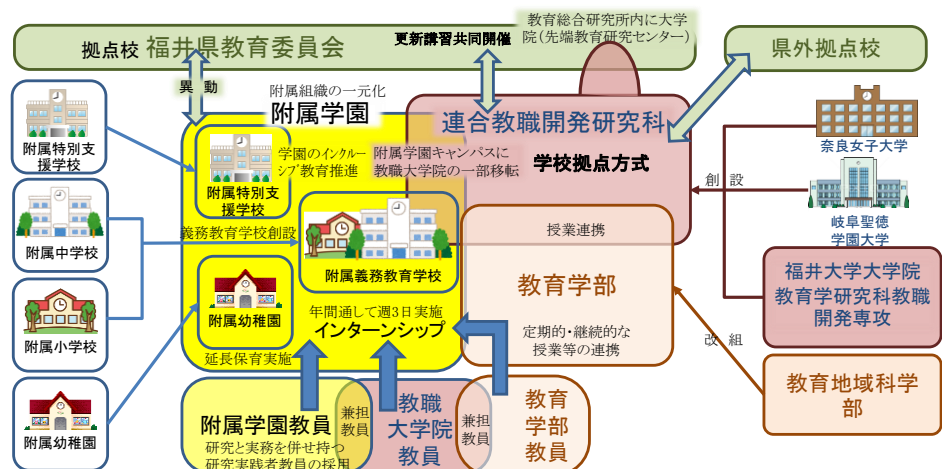
## 【大阪教育大学】アクティブ・ラーニングを推進するパソコン必携化と学習管理システム

- パソコン必携化と全学共通基礎科目  
平成29年度学部入学生からノートパソコン必携化を実施した。約120室の講義室・約4,000台の情報端末が利用可能なICT環境をめぐして整備するとともに、全ての学生に基本的な情報活用能力を修得させる全学共通基礎科目「ICT基礎a, ICT基礎b」を開講した。
- 学習管理システム (Moodle) の活用  
簡単に授業用ウェブページを作成することができる学習管理システム (Moodle) を導入した。システム上で資料や課題の提示, 出欠確認, 小テスト (自動採点), 課題提出, 掲示板, 受講生間でのディスカッションやファイルの受け渡しなどが可能となることで, アクティブ・ラーニングの推進と業務の効率化を実現した。
- 大学ICT推進協議会で最優秀論文賞 (平成29年度) を受賞  
パソコン必携化の取組と学習管理システムを利用した全学共通基礎科目「ICT基礎a」の実践報告が, 最優秀論文賞を受賞した。



## 【福井大学】三位一体改革による、教員養成・研修機能の高度化

- 教員免許更新講習の必修分野を県教育委員会と共同開催し, 悉皆研修に組み込むことで, 受講者の負担軽減, 大学との連携による実践研究を基盤とした教員研修体系の構築, 教職大学院に期待される研修機能の実質的普及に役立つシステムを構築。
  - 附属学園は教職大学院の拠点校であり, 年間を通じて院生の長期インターンシップを実施。また, インターン生は学部の教育実習のメンター補助として若手支援をも学んでいる。
  - 5名の大学教員が附属学校教員を兼務することにより, 大学院・学部と附属の有機的な教育・研究の協働体制を推進。
  - 教職大学院の機能を附属学校キャンパスに移設し, 恒常的な共同授業研究と義務教育学校におけるカリキュラムマネジメントを推進。
  - 学部教員の附属学園での実践研究を推進する「現場実践6割タスクフォース」を起動し, 学部教員と附属学園との定期的・継続的な授業等の連携を促進。



## 1. 設置目的

附属する国立大学、学部における児童、生徒、幼児の教育又は保育に関する研究に協力し、当該国立大学、学部の計画に従い、学生の教育実習の実施に当たる。

## 2. 法律上の位置付け

○国立大学法人法第23条(平成16年4月1日施行)

国立大学に、文部科学省令で定めるところにより、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園又は専修学校を附属させて設置することができる。

○大学設置基準第39条(昭和31年10月22日文部省令第28号)

次の表の上欄に掲げる学部を置き、又は学科を設ける大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれ下欄に掲げる附属施設を置くものとする。

学部又は学科(上欄)	附属施設(下欄)
教員養成に関する学部又は学科	附属学校又は附属幼保連携型認定こども園

### 【参考】

●旧国立学校設置法施行規則第27条(昭和39年(1964年)改正、平成16年(2004年)廃止)

附属学校は、その附属学校が附属する国立大学又は学部における児童、生徒又は幼児の教育又は保育に関する研究に協力し、及び当該国立大学又は学部の計画に従い学生の教育実習の実施に当たるものとする。

上述の廃止された施行規則、「国立大学附属学校の新たな活用方策等に関する検討とりまとめ(平成21年)」、「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書(平成29年)」等を踏まえ、現在、使命・役割を以下のとおり整理。

## 3. 使命・役割

○実験的・先導的な学校教育

実験的・先導的な教育課題への取組  
地域における指導的・モデル的な学校としての取組

○教育実習の実施

大学・学部の教育実習計画に基づく教育実習の実施  
教員を目指す学生に対し、体験的な実習を実施

○大学・学部における教育に関する研究への協力

現代的教育課題(特別支援、いじめ、不登校など)に対応した教員養成の在り方に関する研究への協力

区分	令和2年度			
	学校数 (校)	学級数 (学級)	児童生徒数(人) (R2.5.1現在)	教員数(人) (R2.5.1現在)
幼稚園	49	225	5,114	357
小学校	68	1,154	36,622	1,746
中学校	69	775	27,701	1,556
義務教育学校	4	109	3,383	197
高等学校	15	211(※)	8,452	569
中等教育学校	4	78(※)	2,914	193
特別支援学校	45	495	2,909	1,517
計	<u>254</u>	<u>3,047</u>	<u>87,095</u>	<u>6,135</u>

出典：令和2年度学校基本統計（確定値）

(※)学校基本統計では集計していないため、教育人材政策課調べ



## 【上越教育大学】タブレット端末を用いた「学びを止めるな！」プロジェクト（附属中学校）

- ・休校2日目からビデオ会議システムを用いて、朝、昼、夕方に学級活動を行った。顔を見ながらの健康観察、生徒同士の話し合いの場の設定により、生徒の連帯感を高め、心のケアを図ることができた。
- ・休校中は、学年ごとの時間割で同期型・非同期型を組み合わせたオンライン授業を行った。習得重視の学習では、自作のビデオクリップや既存の学習Webサイトを用いた非同期型の授業を行い、理解を深めた。課題探求を重視した学習では、教師と生徒、生徒同士がビデオ会議システムで意見を交わすことができる同期型の授業を行い、思考を深めた。
- ・教材の回収・添削・返却だけでなく、生活記録ノートもデジタルデータで送受信した。生徒は、教師から継続的・適時的な支援を受けるとともに、自己評価しながら主体的に学習に取り組むことができた。
- ・教員は、自宅でビデオ会議システムを用いた打合せやクラウドを用いた教材配信を行った。一人あたり週5日のうち3～4日の在宅勤務を行い出勤者を平時の1/4にすることで職員室の密を回避することができた。

**「学びを止めるな！」プロジェクト**

互いの顔が見える「遠隔・朝学活」

同期・非同期型混成のオンライン授業

安全・安心 小グループに分かれて交流の場  
生徒アンケート（2020年3月末と5月末に実施）

「休校中、遠隔・朝学活ができてよかった。」 97.4%  
「遠隔・朝学活ではみんなと会えて安心した。」 87.5%

学力の保障 同期・非同期型を混ぜた授業デザイン

「休校中、Zoomや先生方が作成した動画を活用したWeb授業ができてよかった。」 96.4%  
「休校中もしっかり学習を進めることができた。」 97.7%

## 【北海道教育大学】オンライン授業構築に向けた公立学校への研修支援（附属釧路中学校）

- ・臨時休業中に全生徒に対して遠隔会議システムと学習支援アプリを活用したオンライン授業を実施。4月24日から学校再開までの22日間にわたり、芸術教科を含む全9教科と学活を1日最大4時間行った。現在も月1回、土曜オンライン授業を実施している。
- ・これまでの取組を、公立学校等においても活用できるように、導入までの経緯（第0期）からオンライン授業開始の（第I期）、改善を行った（第II・III期）、ポスト・コロナを見据えた（第IV期）の区分に応じた資料を作成し、HPに掲載するとともに報告書を作成。5月から遠隔授業の研修会を企画し、本校または出前授業、リモート方式で開催した。
- ・8月末までに道内外のべ80校、200名を超える視察・研修（リモート含）の受入れを行った。本校から90km以上離れた中標津町立中標津中学校では、本校のオンライン授業を現地で公開し研修会を開催。さらに、白糠町立庶路学園には、校内研修に本校教員を講師として派遣した。これらの取組により、のべ25校のオンライン授業の実現に貢献した。

<オンライン授業を全教科、全生徒に実施>



<公立学校での研修会>



第IV期 ポスト・コロナ～臨時休業後を考える

これまでの本校の授業の本質は、コロナ以前から何も変わらないものとおさえる。しかし、臨時休業期間中に実施したオンライン授業で生徒が感じたことや教師がオンライン授業の構築を案じていく上で考えたことを振り返る必要がある。

新しくなる学習環境に備わっても、この臨時休業期間中に利用した学習ツールは有効活用できると、現段階で数多くの先生方が認識している。また、授業の中で、一度に生徒の意見を集約できる利点もある。個別最適化を促進してEdTechを地盤とした令和13年度からの義務教育学校を目指す上で、本校が研究主軸として掲げる「授業に値する手一冊したリーダーシップ・フォロアーシップの育成」に向け、評価・改善をして今後の授業の在り方を模索していきたい。

<公立学校での出前遠隔授業>



## 【福岡教育大学】附属福岡小・中学校「福岡市つながるクラウド」への授業動画提供による地域貢献

○臨時休校に伴う家庭学習支援の必要性

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休校（3月）のため、福岡市内の子供たちは、学期当初に学習を進められない状況であった。

○「福岡市つながるクラウド」への授業動画提供

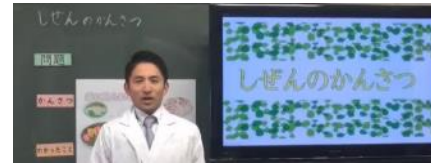
福岡市教育センターから依頼があり、「福岡市つながるクラウド」に本校職員の授業動画を提供した。国語科、社会科、算数科、理科、英語科の計37本の授業動画を福岡市内の小・中学生が利用した。動画の一部は本校のYouTubeチャンネルにも掲載したところ、視聴回数が3,000回を超える授業動画もあった。

○休校中の地域の子供たちの学びの継続に貢献

ゴールデンウィーク中は、地元キー局サブチャンネルで放映，連休中の自主学習へ活用され、地域の学びの継続に貢献した。

福岡市教育センター

依頼



授業動画を作成・提供

福岡市つながるクラウド



福岡市内の小中学生が利用

- ・GW中は地元キー局のサブチャンネルで放映
- ・地域の学びの継続に貢献



## 【大分大学】教育課程や授業展開を再考した実践事例（附属小学校）

・休校によって削減された授業時間内で児童に必要な学習を確保するためのカリキュラムマネジメントに取り組んだ。

・例えば国語科では、計画時の指導事項が同じ単元を統合する形で教育課程を再編し、主教材で身に付けた読み方を並行して読んだ教材や本にも活用させて読むことで、時短を図るとともに、児童が確実に資質・能力を身に付けることができるようにした。

・また、授業展開において反転学習を取り入れた。課題について各自の考えを書いてくるまでを家庭で行い、学校では考えを出し合ったりまとめたりすることに重きを置くようにした。算数科の授業では、5人の児童の考えをもとに、発展的・統合的に考える力を身に付けさせていった。反転学習を導入することで、各単元において1~2時間程度、時数に余裕ができた。思考に時間を要する児童もじっくり考える時間があるために、すべての児童に活躍の場を保證することができた。

・学校現場を活性化させるこれらの取組は、大分県教育委員会にも、コロナ禍におけるカリキュラムマネジメントの実践事例として提供した。



授業の後半15分程度で、次の課題の共有と見通しを出し合う。

R2再編  
26時間

主・のらねこ  
並・白い花びら他  
(8時間)思-イ・エ・オ

主・わすれられない  
おくりもの  
並・おにたのぼうし他  
(9時間)思-イ・エ・カ

モチモチの木  
(8時間)思-イ・エ・オカ

R2当初計画  
45時間

白い花びら  
(8時間)思-イ・エ・オ

のらねこ  
(9時間)思-イ・エ・オ

わすれられないおくりもの  
(9時間)思-イ・エ・カ

モチモチの木  
(8時間)思-イ・エ・オカ

おにたのぼうし  
(10時間)思-イ・エ・カ



## VI. 教師を支える環境整備関係

# 公立学校における働き方改革の推進

学校における働き方改革は、特効薬のない総力戦であるため、国・教育委員会・学校それぞれの立場において、取組を着実に推進し、教師が教師でなければできないことに全力投球できる環境整備が必要

## ● 勤務に係る制度（給特法）改正（令和元年12月公布、①はR2.4.1施行、②はR.3.4.1施行）

- ① 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの「**指針**」への格上げ
- ② 休日の「まとめ取り」のため、**1年単位の変形労働時間制**を地方公共団体の判断により条例で選択的に活用可能に

### 上限「指針」の策定（施行日：令和2年4月1日）

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「**在校等時間**」と定義

- < 上限時間 >
- ① **1か月**の時間外在校等時間について、**45時間**以内
  - ② **1年間**の時間外在校等時間について、**360時間**以内 等

## ● 学校や教育委員会からの国への要望を踏まえた各取組の推進（文部科学大臣ヘッドの「学校における働き方改革推進本部」において進捗管理）

<b>教職員定数の改善</b> <ul style="list-style-type: none"><li>40年ぶりに小学校の学級編制の標準を現行の40人から35人へ引き下げ</li></ul>	<b>教科担任制の推進</b> <ul style="list-style-type: none"><li>令和4年度目途に小学校高学年からの教科担任制を導入</li><li>対象教科、学校規模等に応じた教職員配置の在り方など、専門的・技術的な検討を実施</li></ul>	<b>外部人材の配置支援</b> <ul style="list-style-type: none"><li>スクール・サポート・スタッフ、学習指導員、部活動指導員等の予算規模の拡充</li><li>GIGAスクールサポーターの活用促進</li><li>教育行政に係る法務相談体制の整備（地方財政措置）</li></ul>	<b>部活動の見直し</b> <ul style="list-style-type: none"><li>令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、令和3年度から全国各地の拠点校（地域）において実践研究を実施し、その成果を全国展開</li></ul>
<b>教員免許更新制度の検証</b> <ul style="list-style-type: none"><li>教員免許更新制や研修を巡る制度に関して包括的な検証を進め、その結果に基づき、必要な見直しを実施</li></ul>	<b>ICT環境整備の支援</b> <ul style="list-style-type: none"><li>GIGAスクール構想「1人1台端末環境整備」の前倒しの実現</li><li>ICT活用により、教員の表簿・指導要録等の作成業務や授業準備に係る負担軽減等に寄与</li></ul>	<b>学校向け調査の削減</b> <ul style="list-style-type: none"><li>スクラップ&amp;ビルドの観点から学校向け調査等の実施について随時精査を実施。 ※国の定期的な調査件数（H19：34件→R1：25件）</li><li>統計に必要なデータの電子化・標準化を実施予定</li></ul>	<b>全国学力・学習状況調査のCBT化</b> <ul style="list-style-type: none"><li>CBT化検討WG「中間まとめ」を踏まえ、さらに個別の論点について検討中</li><li>CBT化に向けて、令和3年度から、小規模からの試行・検証を実施予定</li></ul>

## ● 自治体や学校における改革サイクルの確立

- 「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」を実施し、**全国の各教育委員会の取組状況を可視化**、市町村別結果公表
- 好事例の全国展開**（働き方改革フォーラム開催（R2.1.31）、事例集作成（R2.3、R3.3展開予定）等）

## ● 勤務時間の客観的な把握の徹底

労安衛法により義務付けられているICカードやタイムカード等の記録による客観的な方法での勤務実態の把握の徹底するための環境整備の推進

実施割合（R2.10.1時点）

都道府県	91.5%
政令市	85.0%
市区町村	71.3%

## ● 各取組の推進

（例）上限指針を踏まえた条例・規則制定、働き方改革の方針策定、学校閉庁日、留守番電話設定、外部人材の配置、校務支援システムの導入、調査・統計業務の削減等

## ● スクラップ&ビルドを原則とした施策推進

## ● 学校運営協議会制度の導入や地域学校協働本部の整備を推進

## ● 業務の見直し・削減

学校の伝統として続いているが、必ずしも適切といえない又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務を削減

## ● 地域・保護者等との連携

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を活用し、保護者や地域住民等との教育目標を共有しながら、適切な役割分担を進める

学校における働き方改革の中教審答申を受けて、令和4年を目途に勤務実態調査を実施  
中長期的な課題として、公立学校の教師に関する労働環境について、給特法等の法制的な枠組みを含め、必要に応じて検討を実施 39

- 「教育政策に関する実証研究」の一環として、教員の勤務実態の実証分析を平成28～29年度の2か年で実施し、平成29年4月28日に速報値を公表。（調査期間：H28年10月～11月のうちの1週間。対象：小学校400校、中学校400校（確率比例抽出により抽出。）に勤務する教員。）
- 前回調査（平成18年度）と比較して、平日・土日ともに、いずれの職種でも勤務時間が増加。

● 教員の1日当たりの学内勤務時間（持ち帰り時間は含まない。）（時間：分）

平日	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
校長	10:37	10:11	+0:26	10:37	10:19	+0:18
副校長・教頭	12:12	11:23	+0:49	12:06	11:45	+0:21
教諭	11:15	10:32	+0:43	11:32	11:00	+0:32

土日	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
校長	1:29	0:42	+0:47	1:59	0:54	+1:05
副校長・教頭	1:49	1:05	+0:44	2:06	1:12	+0:54
教諭	1:07	0:18	+0:49	3:22	1:33	+1:49

※28年度調査の「教諭」については、主幹教諭・指導教諭を含む（主幹教諭、指導教諭は、平成20年4月より制度化されたため、18年度調査では存在しない。）。

※平成28年度の小学校教員のうち882人（12.5%）、中学校教員のうち719人（8.9%）が、土曜日・日曜日のいずれかが勤務日に該当している。

※18年度調査と同様に、1分未満の時間は切り捨てて表示。

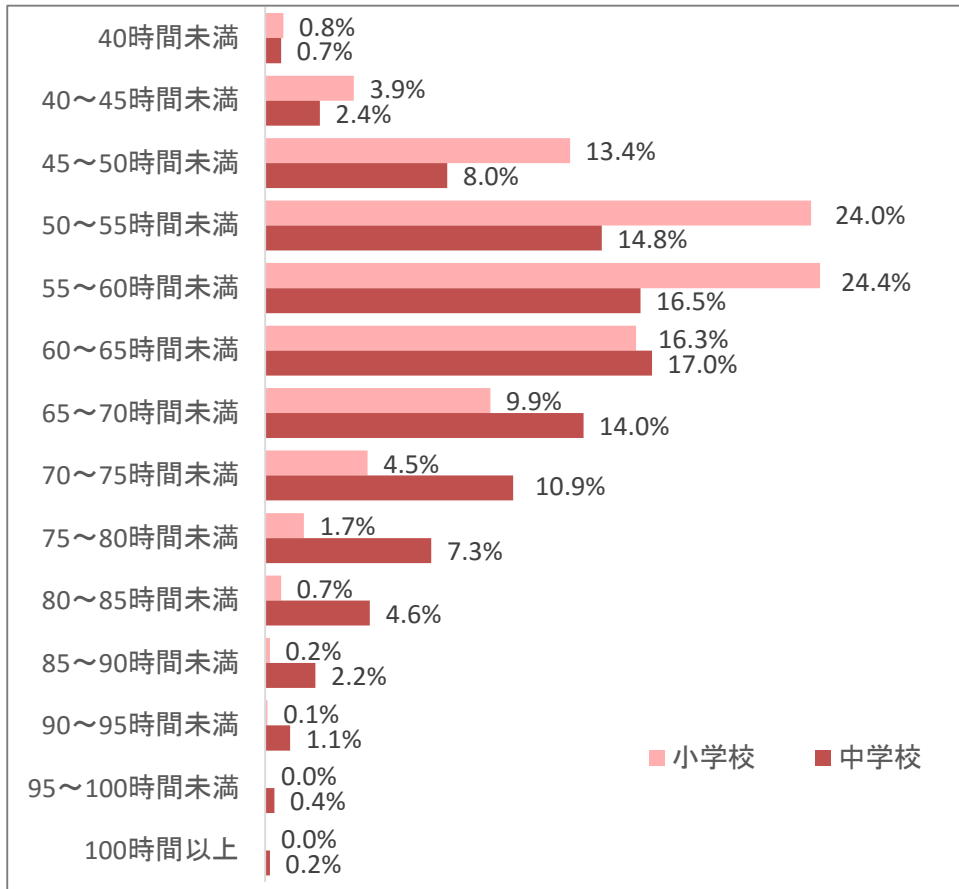
● 教員の1週間当たりの学内勤務時間（持ち帰り時間は含まない。）（時間：分）

	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
校長	55:03	52:19	+2:44	56:00	53:23	+2:37
副校長・教頭	63:38	59:05	+4:33	63:40	61:09	+2:31
教諭	57:29	53:16	+4:13	63:20	58:06	+5:14

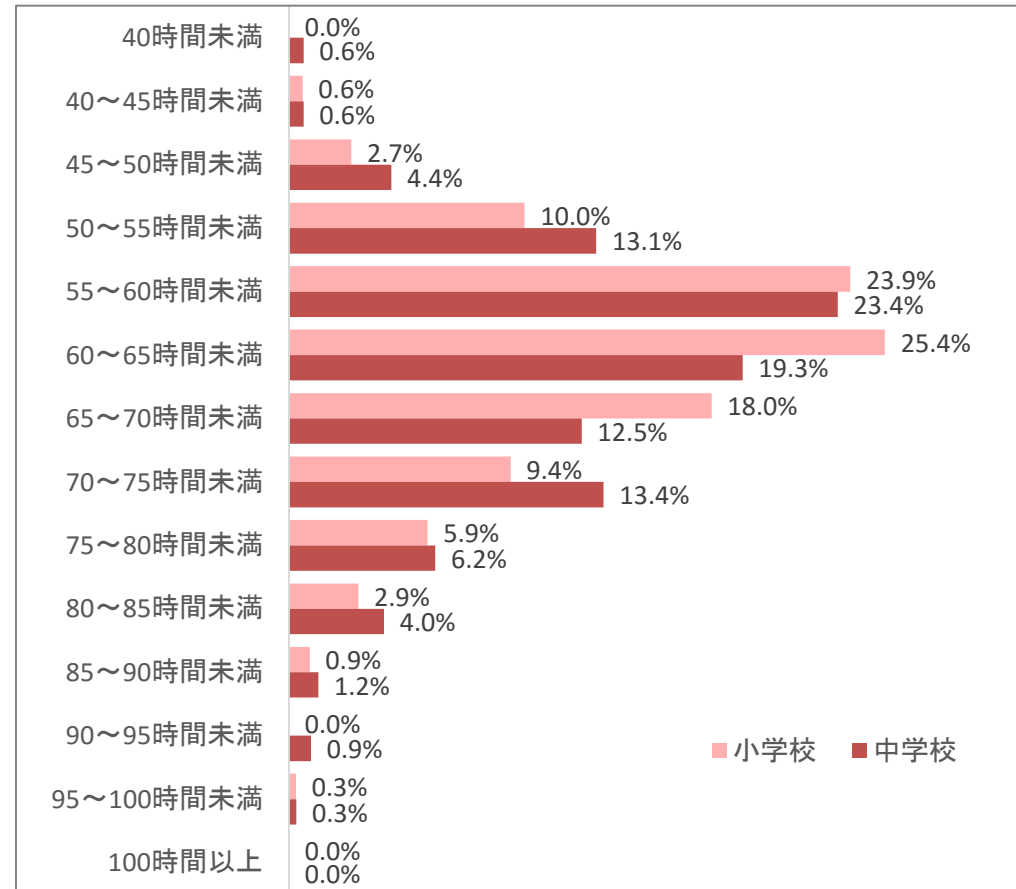
※28年度調査では、調査の平均回答時間（1週間につき小学校64分、中学校66分）を一律で差し引いている。

- 1週間当たりの学内総勤務時間について、教諭のうち、小学校は55～60時間未満、中学校は60～65時間未満、副校長・教頭のうち、小学校は60～65時間未満、中学校は55～60時間未満の者が占める割合が最も高い。

【教諭（主幹教諭・指導教諭を含む）】



【副校長・教頭】



※28年度調査では、調査の平均回答時間(1週間につき小学校64分、中学校66分)を一律で差し引いている。

- 平日については、小学校では、授業(27分)、学年・学級経営(9分)が、中学校では、授業(15分)、授業準備(15分)、成績処理(13分)、学年・学級経営(10分)が増加している。  
 土日については、中学校で部活動(1時間3分)、成績処理(10分)が増加している。

平日(教諭のみ)	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
朝の業務	0:35	0:33	+0:02	0:37	0:34	+0:03
授業(主担当)	4:06	3:58	+0:27	3:05	3:11	+0:15
授業(補助)	0:19			0:21		
授業準備	1:17	1:09	+0:08	1:26	1:11	+0:15
学習指導	0:15	0:08	+0:07	0:09	0:05	+0:04
成績処理	0:33	0:33	±0:00	0:38	0:25	+0:13
生徒指導(集団)	1:00	1:17	-0:17	1:02	1:06	-0:04
生徒指導(個別)	0:05	0:04	+0:01	0:18	0:22	-0:04
部活動・クラブ活動	0:07	0:06	+0:01	0:41	0:34	+0:07
児童会・生徒会指導	0:03	0:03	±0:00	0:06	0:06	±0:00
学校行事	0:26	0:29	-0:03	0:27	0:53	-0:26
学年・学級経営	0:23	0:14	+0:09	0:37	0:27	+0:10
学校経営	0:22	0:15	+0:07	0:21	0:18	+0:03
職員会議等	0:20	0:31	-0:07	0:19	0:29	-0:04
個別打ち合わせ	0:04			0:06		
事務(調査回答)	0:01	0:11	+0:06	0:01	0:19	±0:00
事務(学納金)	0:01			0:01		
事務(その他)	0:15			0:17		
校内研修	0:13	0:15	-0:02	0:06	0:04	+0:02
保護者・PTA対応	0:07	0:06	+0:01	0:10	0:10	±0:00
地域対応	0:01	0:00	+0:01	0:01	0:01	±0:00
行政・関係団体対応	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:01	±0:00
校務としての研修	0:13	0:13	±0:00	0:12	0:11	+0:01
校外での会議等	0:05	0:05	±0:00	0:07	0:08	-0:01
その他校務	0:09	0:14	-0:05	0:09	0:17	-0:08

土日(教諭のみ)	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
朝の業務	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:00	+0:01
授業(主担当)	0:07	0:00	+0:08	0:03	0:00	+0:03
授業(補助)	0:01			0:00		
授業準備	0:13	0:04	+0:09	0:13	0:05	+0:08
学習指導	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
成績処理	0:05	0:01	+0:04	0:13	0:03	+0:10
生徒指導(集団)	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:00	+0:01
生徒指導(個別)	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
部活動・クラブ活動	0:04	0:02	+0:02	2:09	1:06	+1:03
児童会・生徒会指導	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
学校行事	0:09	0:01	+0:08	0:11	0:02	+0:09
学年・学級経営	0:03	0:00	+0:03	0:04	0:01	+0:03
学校経営	0:03	0:01	+0:02	0:03	0:01	+0:02
職員会議等	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
個別打ち合わせ	0:00			0:00		
事務(調査回答)	0:00	0:00	+0:02	0:00	0:02	±0:00
事務(学納金)	0:00			0:00		
事務(その他)	0:02			0:02		
校内研修	0:01	0:00	+0:01	0:00	0:00	±0:00
保護者・PTA対応	0:03	0:02	+0:01	0:03	0:02	+0:01
地域対応	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:01	±0:00
行政・関係団体対応	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
校務としての研修	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
校外での会議等	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
その他校務	0:01	0:01	±0:00	0:04	0:03	+0:01

※18年度調査と同様に、1分未満の時間は切り捨てて表示。

都道府県教育委員会等における研修などの学びの履歴を管理する「教職員研修管理システム（※）」の導入状況は、全体で約2割となっている。

（※）ここでいう「教職員研修管理システム」とは、教職員が研修の受講手続き等を行うとともに、当該受講履歴等が蓄積され、研修の実施者等が当該受講履歴等を管理することができる情報システムを指す。

## 教職員研修管理システムの導入状況

### 導入している教育委員会数

教育委員会	都道府県 (47)	指定都市 (20)	中核市 (47)	複数の自治体 による広域連 携地区 (1)	総計 (115)
導入している	15 (31.9%)	2 (10.0%)	3 (6.4%)	1	21 (18.3%)
導入していない	32 (68.1%)	18 (90.0%)	44 (93.6%)	0	94 (81.7%)

### 導入している教育委員会の活用方法（複数回答可）

	導入している教育委員会 (21)
教職員一人ひとりによる研修履歴の振り返りと受講計画の作成に役立っている	13 (61.9%)
学校管理職や教育委員会事務局担当者等による教職員一人ひとりへの研修履修指導等に活用している	16 (76.2%)

（出所）文部科学省「教職経験者研修・職階研修その他の研修等実施状況（平成29年度）調査結果」

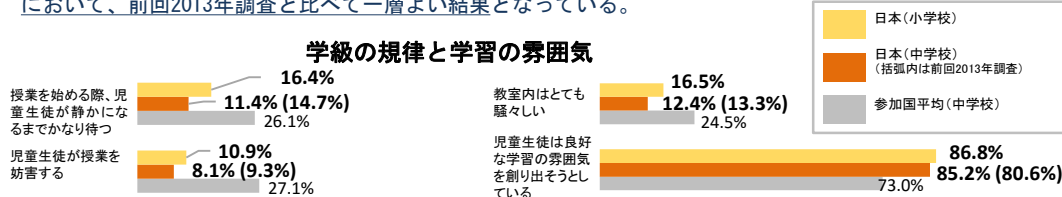


## Ⅶ. その他

学級において規律が整っており、良好な学習の雰囲気がある。

日本の小中学校教員の回答は、学級における規律や学習の雰囲気についてよい結果を示しており、中学校教員において、前回2013年調査と比べて一層よい結果となっている。

学級の規律と学習の雰囲気



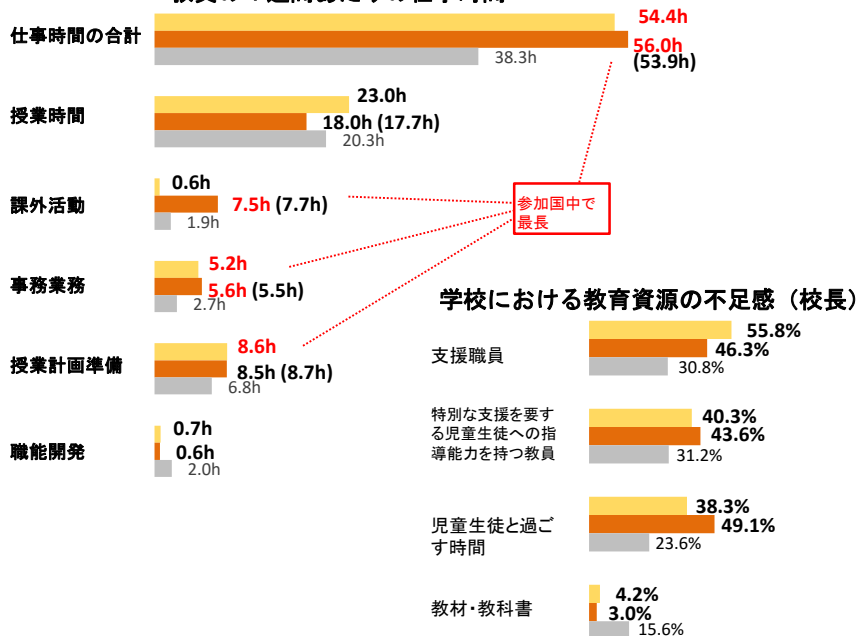
TALIS 2018

- OECD (経済協力開発機構) の国際教員指導環境調査 (TALIS) は、教員及び校長を対象に、2008年から5年ごとに、教員及び校長の勤務環境や学校の学習環境に焦点を当てて実施。次回調査は2024年に実施予定。
- 日本は第2回から参加し、小学校は第3回が初参加。2018年調査は、同年2月中旬～3月中旬に小学校約200校及び中学校約200校の校長、教員に対して質問紙調査を実施。
- TALIS2018の結果については、2019年6月及び2020年3月の2回に分けて、OECDより公表。
- OECD加盟国等48か国・地域が参加(初等教育は15か国・地域が参加)。
- なお、参加国が少ないことから、小学校の参加国平均の値は示されていない。

教員の仕事時間は参加国中で最も長く、人材不足感も大きい。

- 日本の小中学校教員の1週間当たりの仕事時間は最長。
- 前回2013年調査と同様に、中学校の課外活動(スポーツ・文化活動)の指導時間が特に長い。一方、日本の小中学校教員が職能開発活動に使った時間は、参加国中で最短。
- 質の高い指導を行う上で、支援職員の不足や、特別な支援を要する児童生徒への指導能力を持つ教員の不足を指摘する日本の小中学校校長が多い。一方、教材の不足については指摘が少ない。

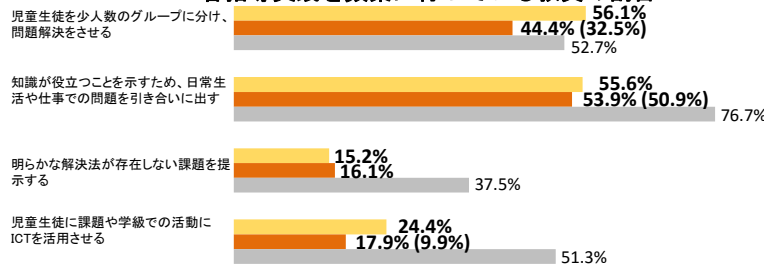
教員の1週間あたりの仕事時間



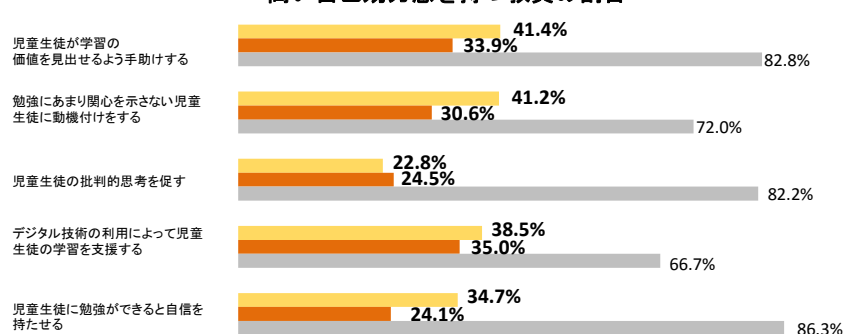
主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善やICT活用の取組等が十分でない。

- 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善や探究的な学習に関わる指導実践について、頻繁に行う日本の中学校教員の割合は前回2013年調査と比べて増えているが依然として低い。
- 生徒にICTを活用させることについて、頻繁に行う日本の中学校教員の割合は前回2013年調査と比べて増えているが依然として低い。
- 児童生徒の自己肯定感や学習意欲を高めることに対して高い自己効力感を持つ日本の小中学校教員の割合は低い。

各指導実践を頻繁に行っている教員の割合



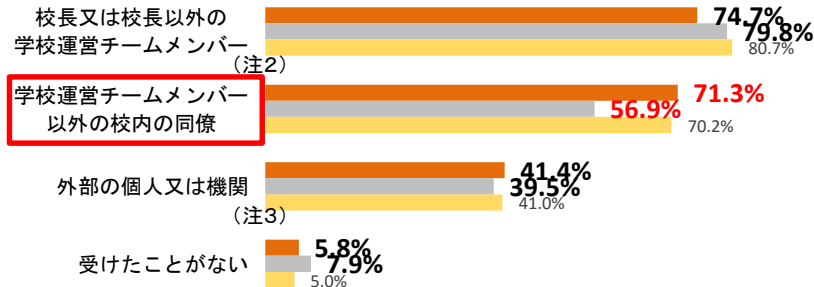
高い自己効力感を持つ教員の割合



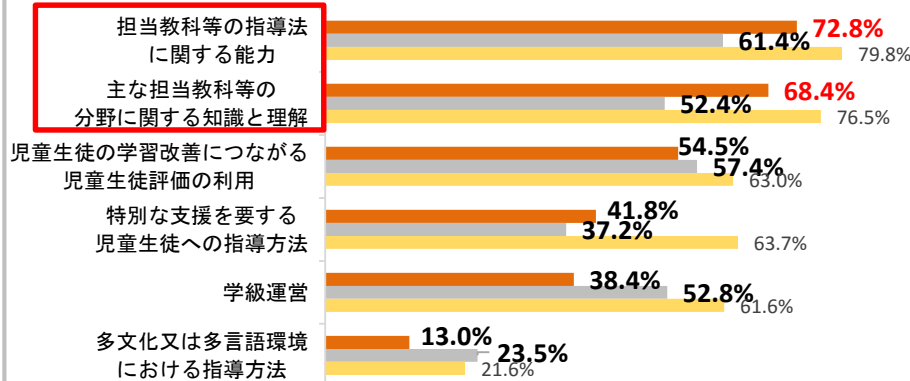
教員が日頃から共に学び合い、指導改善につなげている。

- 日本の中学校教員については、「学校運営チームメンバー以外の校内の同僚」からフィードバック(注1)を受ける割合が参加国平均と比べて高い。
- 日本の小中学校教員は、フィードバックにより、「担当教科等の指導法に関する能力」や「主な担当教科等の分野に関する知識と理解」に良い影響を受けている。

教員へのフィードバックの供給源



教員へのフィードバックが良い影響を与えた内容



(注1)「フィードバック」とは、教員の仕事に対する何らかの関与(例:授業観察、指導計画や児童生徒の成績に関する議論)に基づいて行われ、教員の指導に関するコミュニケーションとして、広く定義する。非公式な話し合い、あるいは公的で組織的な手法のいずれによっても行われる場合がある。

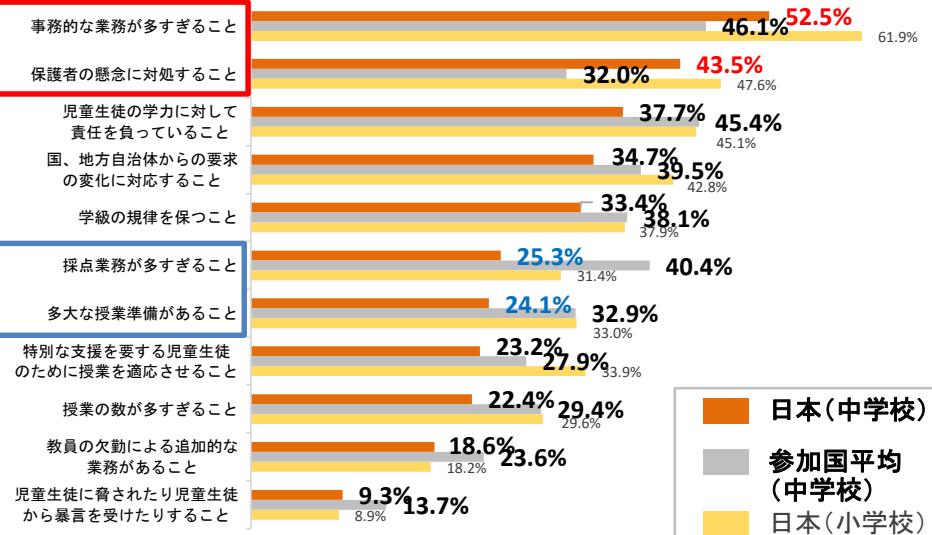
(注2)「学校運営チーム」とは、学校が適切に機能するため、学習指導、資源の活用、カリキュラム、評価に関する意思決定や、その他の戦略的意思決定を主導・運営することについて責任を有する学校内の集団を指す。チームは、典型的には、校長、副校長・教頭、主任等(分掌や教科の長)により構成される。日本の法令上の学校運営協議会や学校評議員、学校法人の理事会や評議員会は、この「学校運営チーム」には当たらない。

(注3)「外部の個人又は機関」とは、例えば、文部科学省の関係者、地方自治体の関係者、教育委員会の関係者、その他の学校教職員以外の者を指す。

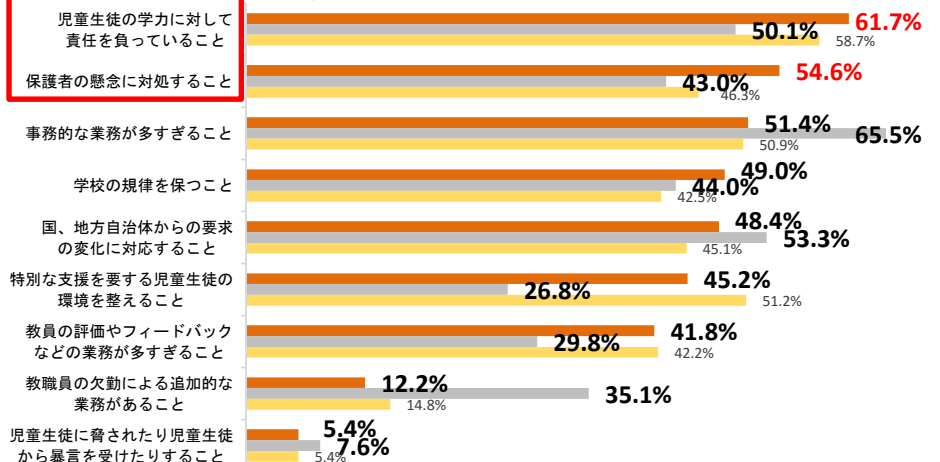
教員は、事務的な業務や保護者の懸念への対処についてのストレスが高い。校長は、児童生徒の学力への責任や保護者の懸念への対処についてのストレスが高い。

- 日本の中学校教員は、「事務的な業務が多すぎること」、次に「保護者の懸念に対処すること」についてのストレスが高い。
- 「採点業務が多すぎること」「多大な授業準備があること」等は参加国平均と比べて特に低い。
- 日本の小中学校校長は、「児童生徒の学力に対して責任を負っていること」、次に「保護者の懸念に対処すること」についてのストレスが高い。

教員のストレス



校長のストレス



- OECDが日本を含む8か国・地域において中学校数学の授業をビデオ撮影して分析することにより、教員の授業実践について、①授業運営、②社会的・情緒的支援、③教科指導の3つの領域に関する客観的なデータを得ることなどを目的に行われた調査。
- **日本の教員の平均スコアは3つの領域全てにおいて各国の中で最も高い値となっている**（＝関連する指導実践の出現頻度や質が高い）。

## 調査の概要

### 調査目的

- ・経済協力開発機構(OECD)による指導と学習に関する国際調査の新しい試み。授業ビデオの分析を行い、**指導実践や学習状況について客観的なデータを得ることが特徴**。加えて、授業を受けた生徒にテストを実施することにより、指導と生徒の学習成果の関係を分析。

### 参加国・地域

日本(静岡県・熊谷市・戸田市等)、チリ(ビオビオ・首都州・バルパライソ)、コロンビア、イギリス(イングランド)、ドイツ、スペイン(マドリード)、メキシコ、中国(上海)。

注:括弧内の地域のみ参加。右記の結果では、括弧内の地域名は省略して示す。

### 調査対象

二次方程式を指導する数学教員とそのクラスの生徒(日本では中学校第3学年)。日本では、静岡県、熊谷市、戸田市のすべての公立中学校と、関東地域(1都6県)及び静岡県の国立大学附属中学校を調査対象とし、最終的に73校、教員89人が参加。

### 収集データ等

1人の教員につき、調査対象単元(二次方程式)における授業を2回撮影、指導案等の授業資料を収集、調査対象単元の学習前と学習後に、それぞれ1回ずつ、教員質問紙、生徒質問紙、数学のテストを配付し、回答を得た。

### 授業分析の枠組み等

- ・質の高い授業に向けて、6つの指導実践の領域(授業運営、社会的・情緒的支援、対話(談話)、教科内容の質、生徒の認知的取り組み、生徒の理解に対する評価と対応)を設定。
- ・各領域について、参加国・地域間の**共同研究活動により、授業分析用の分析コードを開発**。

## 結果の概要

### 各領域のスコアの国別集計

OECDによる国際報告書では、「授業運営」、「社会的・情緒的支援」と、残りの4つの領域を統合して作成した「教科指導」の計3つの領域で分析。各領域の構成要素全体の結果は以下の通り。

各領域の構成要素のスコアの範囲は1～4であり、1はその実践の出現頻度や質が最も低いこと、4はその実践の出現頻度や質が最も高いことを示す。

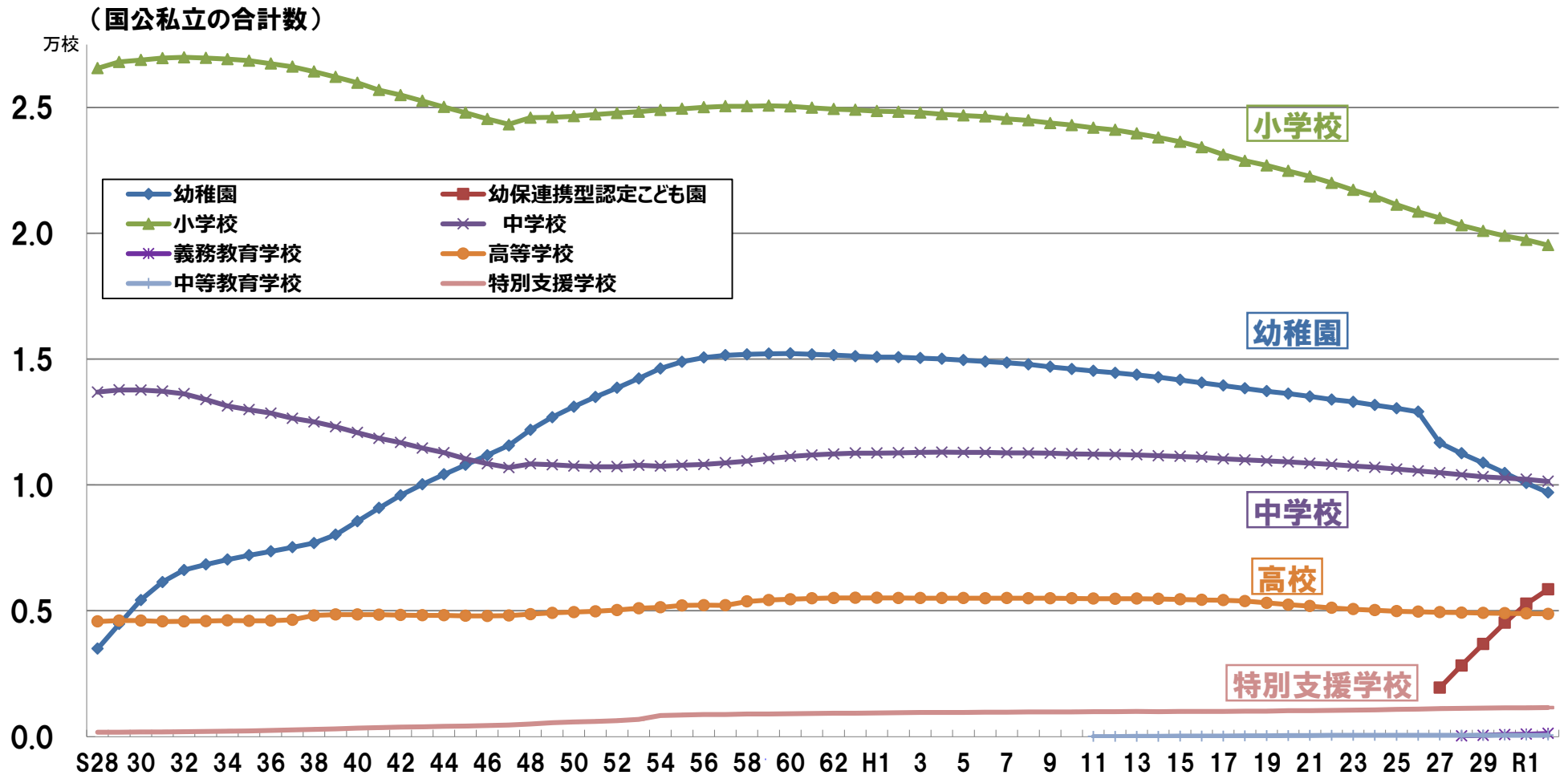
- ・「**授業運営**」領域の構成要素全体(ルーティーン、モニタリング(観察)、中断や混乱への対応)の平均スコアは、**日本(3.81)**、中国(3.75)、イギリス(3.74)、スペイン(3.72)、コロンビア(3.70)、ドイツ(3.67)、メキシコ(3.58)、チリ(3.49)であった。
- ・「**社会的・情緒的支援**」領域の構成要素全体(敬意、励ましと温かさ)の平均スコアは、**日本(3.26)**、スペイン(3.24)、イギリス(3.14)、ドイツ(3.13)、メキシコ(2.81)、チリ(2.80)、コロンビア(2.80)、中国(2.62)であった。
- ・「**教科指導**」領域の構成要素全体(対話(談話)、教科内容の質、生徒の認知的取り組み、生徒の理解に対する評価と対応)の平均スコアは、**日本(2.24)**、イギリス(2.23)、ドイツ(2.20)、中国(2.15)、スペイン(1.96)、メキシコ(1.92)、チリ(1.85)、コロンビア(1.74)であった。

### ○日本の数学授業の特徴(一部)

- ・日本の64%の授業では、比較的高度な問いである、要約すること、規則性・手順・公式の適用を求める問いや、分析の問いに力点が置かれる傾向がみられた(ドイツ(70%)、イギリス(54%)、チリ(21%)、スペイン(20%)、中国(19%)、メキシコ(18%)、コロンビア(1%))。
- ・日本の71%の授業では、問題の答え、手続き、段階(ステップ)に関する生徒から詳細な応答があり、生徒の考えが「ある程度以上(スコア2.5～4.0)」引き出されていた(中国(100%)、イギリス(93%)、ドイツ(90%)、スペイン(52%)、メキシコ(46%)、チリ(43%)、コロンビア(28%))。

## 令和2年度の学校数

幼稚園	幼保連携型認定こども園	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
9,698	5,847	19,525	10,142	126	4,874	56	1,149



\* 特別支援学校:平成18年以前は盲学校、聾学校、養護学校の合計

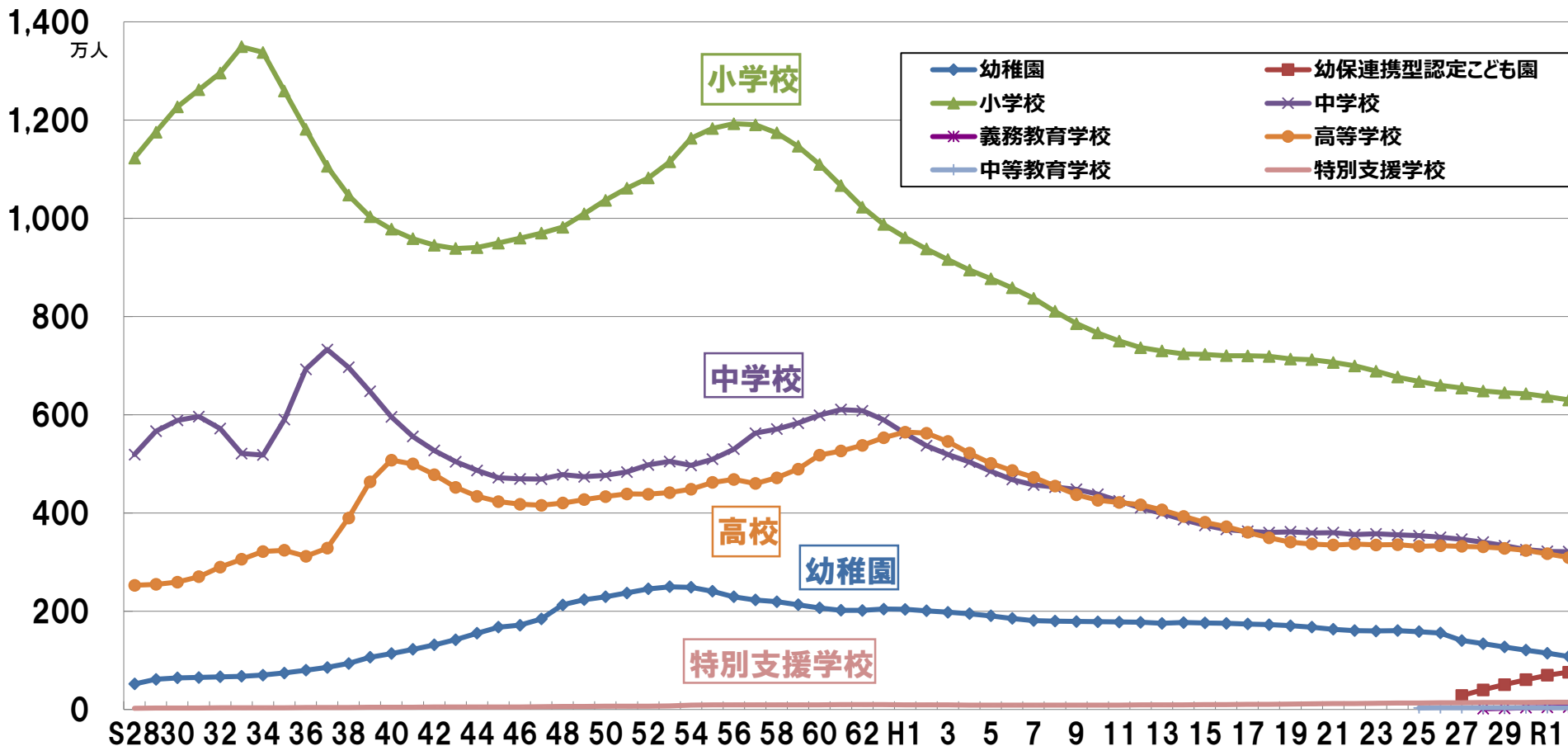
文部科学省「学校基本統計(令和2年度)」

# 児童生徒数の推移

## 令和2年度の児童生徒数（万人）

幼稚園	幼保連携型認定こども園	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
107.8	75.9	630.1	321.1	5.0	309.2	3.2	14.5

（国公立の合計数）



\*特別支援学校:平成18年以前は盲学校、聾学校、養護学校の合計

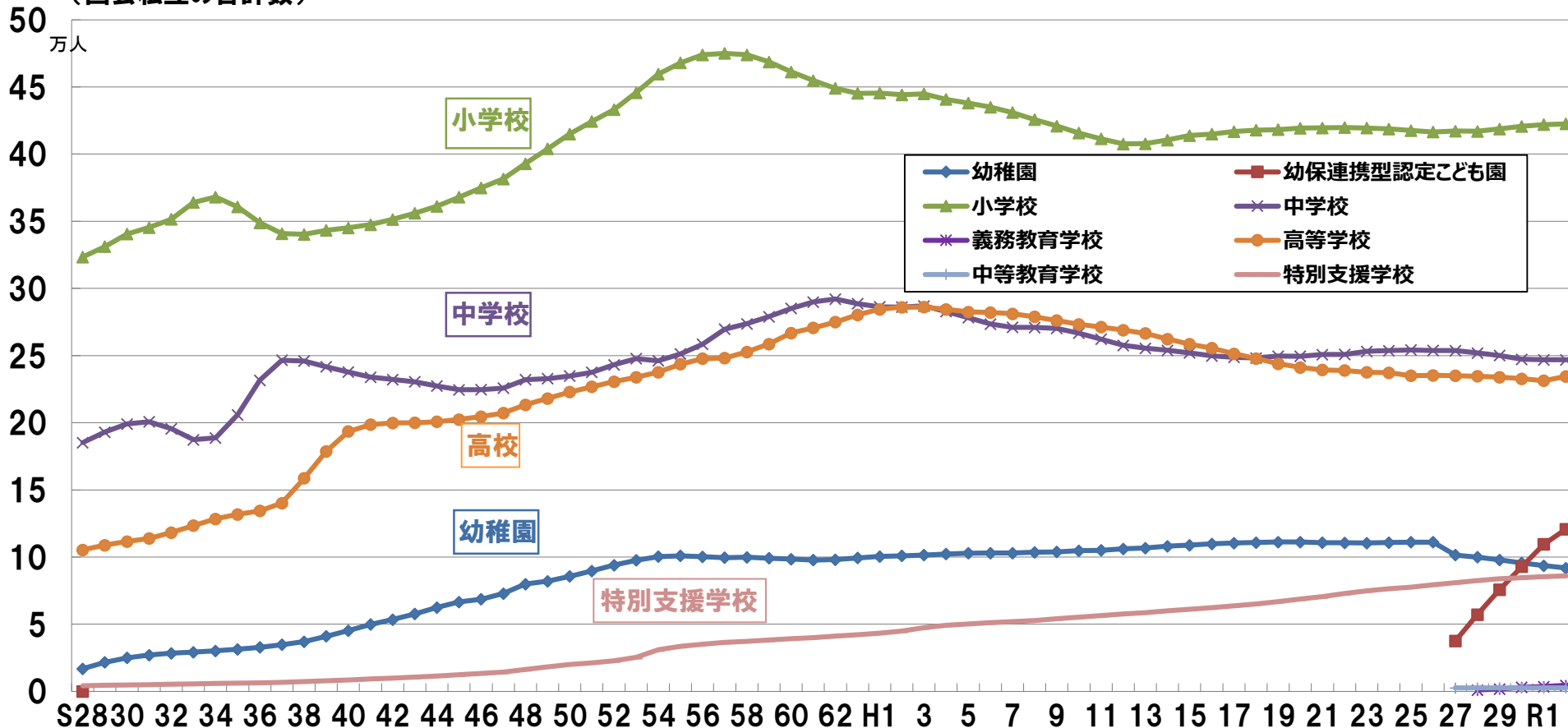


# 教員数の推移

## 令和2年度の教員数(万人)

幼稚園	幼保連携型認定こども園	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
9.2	12.1	42.3	24.7	0.4	23.5	0.3	8.6

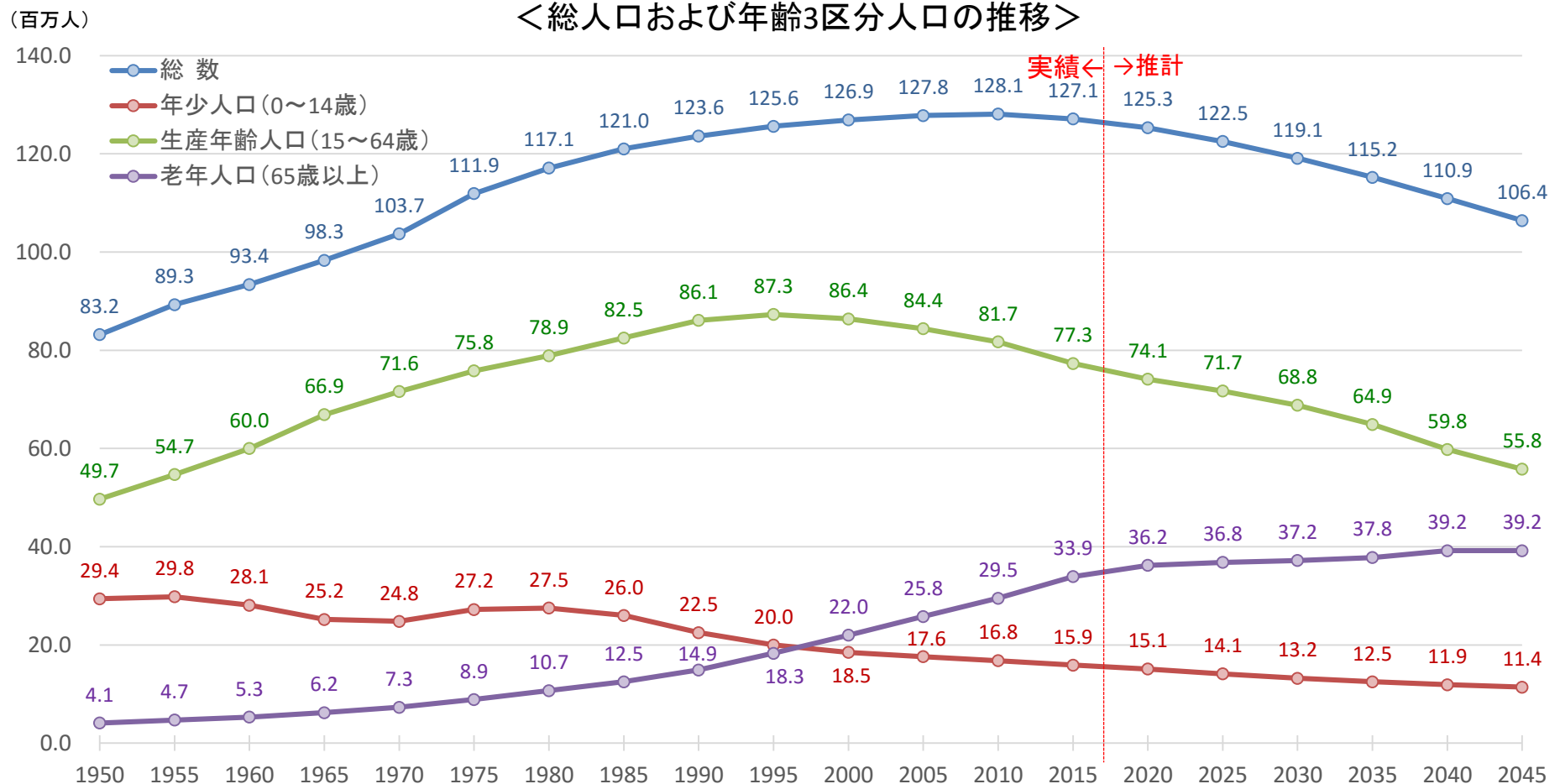
(国公立の合計数)



\* 特別支援学校:平成18年以前は盲学校、聾学校、養護学校の合計

## 人口推移の予測

○ 総人口は2008年をピークに減少を始め、2040年には1億1,000万人程度となる。生産年齢人口の減少も加速し、2040年には毎年100万人程度の減少が見込まれる。



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」（出生中位(死亡中位)）  
 ※1950-1970年は沖縄県を含まない。実績は年齢不詳を按分した人口による。

# 学校種別教員数

Ⅶ-7

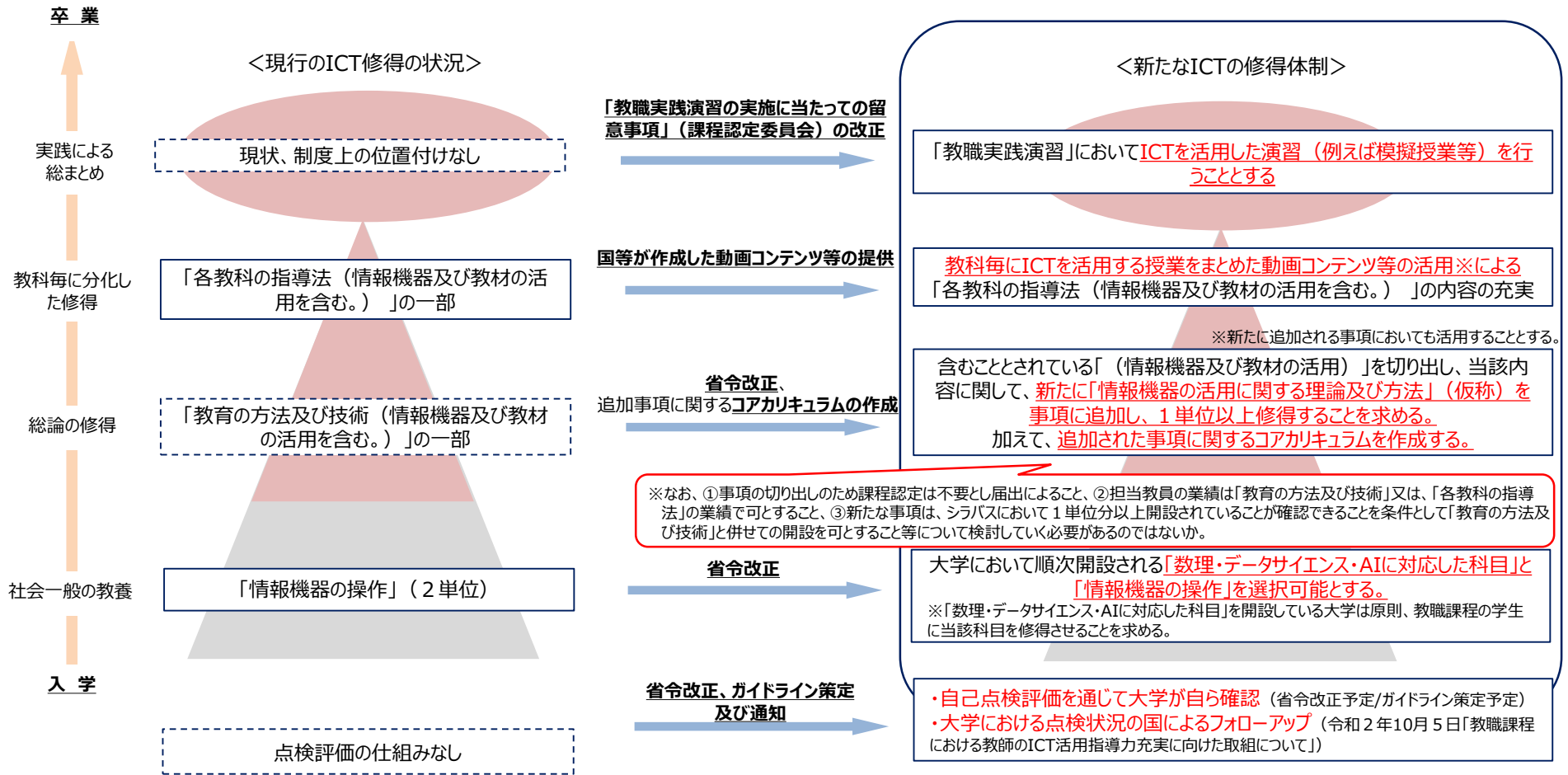
(令和2年5月1日現在)

	総数		国立		公立		私立	
		昨年度参考		昨年度参考		昨年度参考		昨年度参考
幼稚園	91,785	93,579	357 0.4%	351 0.4%	16,685 18.2%	17,866 19.1%	74,743 81.4%	75,362 80.5%
幼保連携型認定 こども園	120,785	109,515	— —	— —	13,914 11.5%	12,473 11.4%	106,871 88.5%	97,042 88.6%
小学校	422,554	421,935	1,746 0.4%	1,771 0.4%	415,467 98.3%	414,901 98.3%	5,341 1.3%	5,263 1.2%
中学校	246,814	246,825	1,556 0.6%	1,578 0.6%	229,731 93.1%	229,895 93.1%	15,527 6.3%	15,352 6.2%
義務教育学校	4,486	3,520	197 4.4%	142 4.0%	4,270 95.2%	3,378 96.0%	19 0.4%	— —
高等学校	234,569	236,199	569 0.2%	569 0.2%	167,771 71.5%	169,972 72.0%	66,229 28.2%	65,658 27.8%
中等教育学校	2,683	2,642	193 7.2%	194 7.3%	1,800 67.1%	1,760 66.6%	690 25.7%	688 26.0%
特別支援学校	85,933	85,336	1,517 1.8%	1,528 1.8%	84,112 97.9%	83,507 97.9%	304 0.4%	301 0.4%
合計	1,204,285	1,194,671	6,135	6,133	932,217	932,225	265,933	256,313

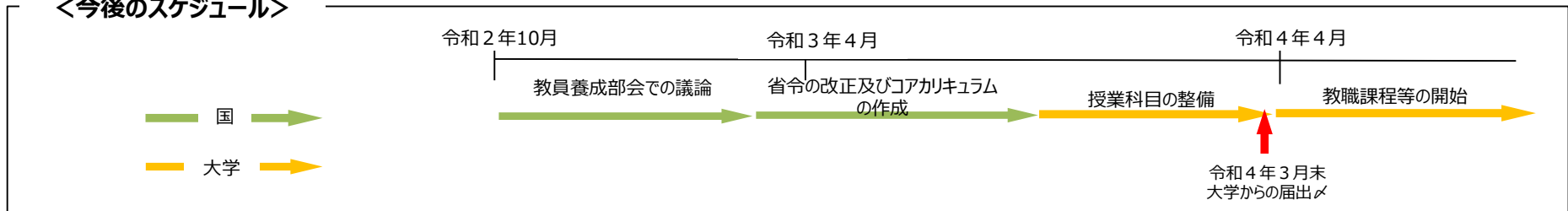
※ 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師(非常勤講師を除く。)、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭の合計数である。

※ 高等学校は、全日制課程、定時制課程及び通信制課程の合計数である。

出典：学校基本統計（令和2年度）



## ＜今後のスケジュール＞

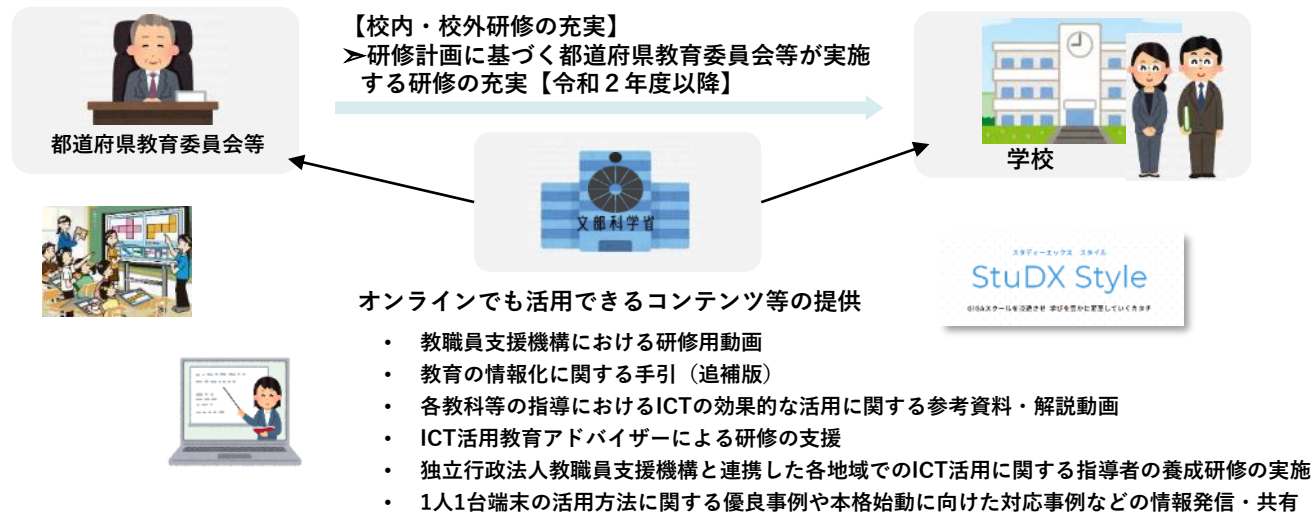
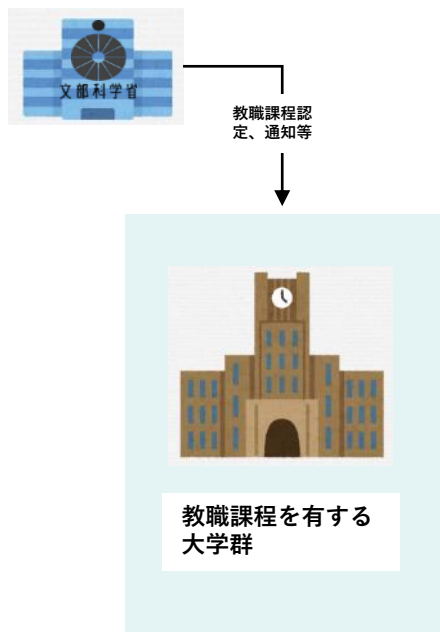


1人1台環境における教員のICT活用指導力の向上及び指導体制の充実を図るために、教員養成段階において教員志望者が身に付けるべき資質・能力の修得を狙うとともに、研修段階においてもオンラインでも活用できるコンテンツ等を活用した指導力向上を図ることに加え、指導体制を充実させるためにICT支援員の配置の促進やICT活用教育アドバイザーによる支援等を行う。

## 教員養成

## 現職教員

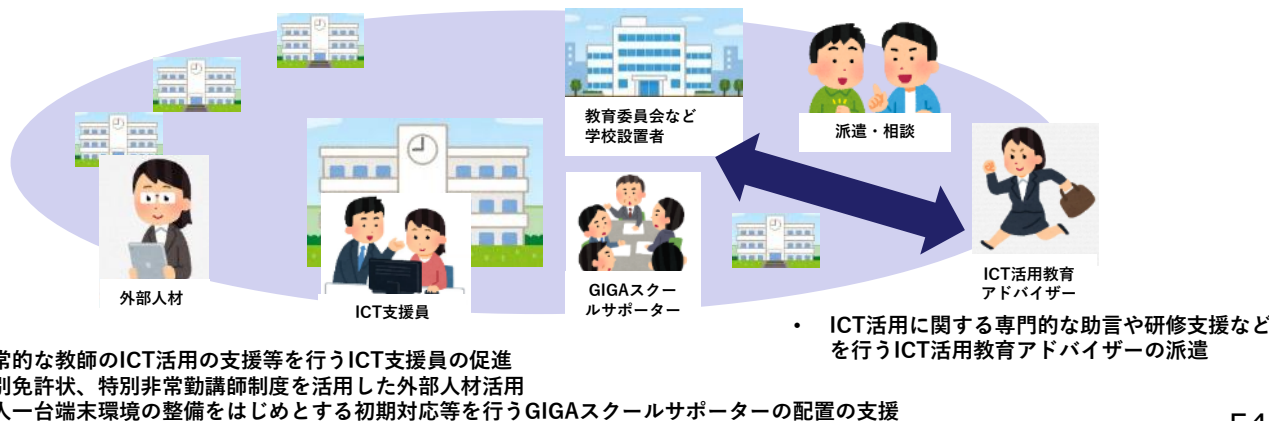
### 教員のICT活用指導力向上に向けた取組



### 外部人材の活用等による指導体制の充実

#### 【共通的な教員養成】

- ・ 教職課程においてICTを活用した各教科等の指導法を必修化【令和元年度から実施】
- ・ ICTに特化した科目を新設し、ICT機器を活用する授業の設計や授業の方法等の総論について1単位以上の修得を義務化【令和3年度：制度改正、令和4年度：課程の開始】
- ・ 国が作成したICTの活用に係るコンテンツを大学の授業で活用するとともに、「教員のICT活用指導力チェックリスト」等を活用して教職課程全体を検証すること等を求める通知を发出。今後大学の取組のフォローアップを実施【令和2年度実施】





## 各教科等の指導におけるICT活用の基本的な考え方

新学習指導要領に基づき、**資質・能力の三つの柱をバランスよく育成**するため、子供や学校等の実態に応じ、各教科等の特質や学習過程を踏まえて、教材・教具や学習ツールの一つとしてICTを積極的に活用し、**主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげる**ことが重要。

## 【留意点】

- 資質・能力の育成により効果的な場合に、ICTを活用する。
- 限られた学習時間を効率的に運用する観点からも、ICTを活用する。

## 〈資質・能力の三つの柱〉

学びを人生や社会に  
生かそうとする  
学びに向かう力、  
人間性等の涵養

生きて働く知識及び  
技能の習得

未知の状況にも対応  
できる  
思考力、判断力、  
表現力等の育成

## 各教科等における1人1台端末の活用例

## 国語

録画機能を活用して、スピーチをよりよいものとする

- ・タブレット型端末等を使って、スピーチの様子を録画し、観点に沿って振り返ることで課題を見付け、改善する



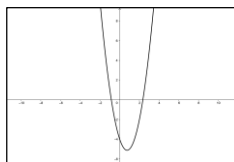
書く過程を記録し、よりよい文章作成に役立てる

- ・文章作成ソフトで文章を書き、コメント機能等を用いて助言し合う
- ・文章作成ソフトの校閲機能を用いて推敲し、データを共有する

## 算数、数学

関数や図形などの変化の様子を可視化して、繰り返し試行  
錯誤する

- ・画面上に表示した二次関数のグラフについて、式の値を変化させて動かしながら、二次関数の特徴を考察する
- ・正多角形の基本的な性質をもとに、プログラミングを通して正多角形の作図を行う

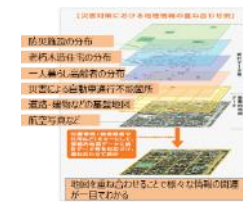


(二次関数の特徴を考察)

## 社会、地理歴史、公民

国内外のデータを加工して可視化したり、地図情報に統合  
したりして、深く分析する

- ・各自で収集したデータや地図を重ね合わせ、情報を読み取る
- ・分析した情報を、プレゼンソフトでわかりやすく加工して発表する



(国土交通省HPより引用)

## 理科

観察、実験を行い、動画等を使ってより深く分析・考察する

- ・観察、実験を動画等で記録することで、現象を科学的に分析し、考察を深める
- ・観察、実験のレポートやプレゼンテーション資料などを、写真やグラフを挿入するなどして、一人一人が主体的に作成する
- ・シミュレーションを活用して、観測しにくい現象を可視化し、理解を深める



※一斉学習における学習課題等の大型提示装置を活用した効果的・効率的な提示・説明などのICTの活用も、引き続き重要である

※災害や感染症の発生等により学校の臨時休業等が行われる場合においても、ICTを活用した家庭学習により、児童生徒の学びの保障が可能になる



## 音楽、図画工作、美術、工芸、書道

## 表現の可能性を広げたり、鑑賞を深めたりする

- ・タブレットPCやソフトウェアを活用した、リズムづくりや動く工作、アニメーションの制作など、表現の可能性を一層広げる
- ・各自が曲の興味のあるところを繰り返し聴くなどして、よさや美しさを味わうことや、ネットワークなどを活用して作品などについて感じたことや考えたことなどを共有する



## 家庭、技術・家庭

## アイデアを可視化したり、実習等を振り返ったりすることで、問題解決を充実する

- ・動画等で実習・調査等を振り返り、評価・改善する
- ・3DCADを活用して設計を最適化する



## 情報

## 実習で、コンピュータや情報通信ネットワークなどのICTを積極的に活用し、アウトプットの質と量を高める

- ・情報を統計的に処理して判断する
- ・活動や情報技術を活用して問題解決をする

## 生活科、総合的な学習（探究）の時間

## 振り返りや表現に活用し、活動への意欲を高める（生活科）

- ・対象の拡大提示や記録した情報の伝え合いから興味関心や意欲を高める
- ・取組を映像で客観的に振り返り、自ら実感しにくい活動のよさに気付く

## 情報の収集・整理・発信による探究の質的向上を図る（総合）

- ・実社会から多様な方法で集め、蓄えた情報から課題を設定する
- ・インターネット、電子メール、WEB通信アプリ等を活用した取材
- ・蓄積したデータから必要な情報を取捨選択し、ソフト等を用いて分析
- ・プレゼンテーション、サイトによる発信など、再構成した情報を幅広く伝える

## 特別支援

教科指導の効果を高めたり、情報活用能力の育成を図ったりするためにICTを活用  
障害による学習上又は生活上の困難さを改善・克服するためにICTを活用

## 体育、保健体育

## 記録をデータ管理し、運動への意欲をもち、新たな課題設定に役立てる

- ・データ管理したこれまでの自己の記録を比較することで、伸びを実感したり新たな課題を設定したりする
- ・ゲームの様子を撮影した動画を見返し、次のゲームに向けての作戦を考える



## 外国語

## 海外とつながる「本物のコミュニケーション」により、発信力を高める

- ・一人一人が海外の子供とつながり、英語で交流・議論を行う
- ・ライティングの自動添削機能やスピーキングの音声認識機能を使い、アウトプットの質と量を大幅に高める



## 特別の教科 道徳

## 道徳性を養うための学習活動における効果的な活用

- ・子供が自分の考えを端末に入力し、共有して他者の考えを知りながら、それぞれの考えの根拠に基づき議論することで、多面的・多角的に考える
- ・子供が議論を通して道徳的価値の理解を深めた後、自己を見つめて考えを端末に入力し、教師がそれを把握、整理して、全体に共有する

## 特別活動

## 集団や自己の生活上の課題を解決する（学級活動・ホームルーム活動）

- ・生活場面を撮影するなど、必要な情報を収集し、学校生活や社会の問題を見いだす
- ・個人の意見を表明し意見を分類・整理する
- ・解決方法を集団として合意形成、個人として意思決定する
- ・実践を撮影して共有し、振り返りを次の課題解決につなぐ

【令和3年1月26日 中央教育審議会】

## 2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について

## (3) 義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方

## ① 小学校高学年からの教科担任制の導入

- 義務教育の目的・目標を踏まえ、育成を目指す資質・能力を確実に育むためには、各教科等の系統性を踏まえ、学年間・学校間の接続を円滑なものとし、義務教育9年間を見通した教育課程を支える指導体制の構築が必要である。
- 児童生徒の発達段階を踏まえれば、児童の心身が発達し一般的に抽象的な思考力が高まり、これに対応して各教科等の学習が高度化する小学校高学年では、日常の事象や身近な事柄に基礎を置いて学習を進める小学校における学習指導の特長を生かしながら、中学校以上のより抽象的で高度な学習を見通し、系統的な指導による中学校への円滑な接続を図ることが求められる。
- また、多様な子供一人一人の資質・能力の育成に向けた個別最適な学びを実現する観点からは、GIGAスクール構想による「1人1台端末」環境下でのICTの効果的な活用とあいまって、個々の児童生徒の学習状況を把握し、教科指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導を可能とする教科担任制の導入により、授業の質の向上を図り、児童一人一人の学習内容の理解度・定着度の向上と学びの高度化を図ることが重要である。
- さらに、小学校における教科担任制の導入は、**教師の持ちコマ数の軽減や授業準備の効率化により、学校教育活動の充実や教師の負担軽減に資するものである。**
- これらのことを踏まえ、**小学校高学年からの教科担任制を(令和4(2022)年度を目途に)本格的に導入**する必要がある。
- 導入に当たっては、地域の実情に応じて多様な実践が行われている現状も考慮しつつ、専科指導の対象とすべき教科や学校規模(学級数)・地理的条件に着目した教育環境の違いを踏まえ、義務教育9年間を見通した効果的な指導体制の在り方を検討する必要がある。また、義務教育学校化や広域・複数校による小中一貫教育の導入を含めた小中学校の連携を促進する必要がある。
- 新たに専科指導の対象とすべき教科については、既存の教職員定数において、学校規模に応じて音楽、図画工作、家庭、体育を中心とした専科指導を実施することが考慮されていることや、地域の実情に応じて多様な実践が行われている現状を踏まえ、これらの点に引き続き配慮することに加えて、系統的な学びの重要性、教科指導の専門性といった観点から検討する必要がある。その上で、グローバル化の進展やSTEAM教育の充実・強化に向けた社会的要請の高まりを踏まえれば、**例えば、外国語・理科・算数を対象とすることが考えられる。当該教科の専科指導の専門性の担保方策や専門性を有する人材確保方策と併せ、教科担任制の導入に必要な教員定数の確保に向けた検討を進める必要**がある。

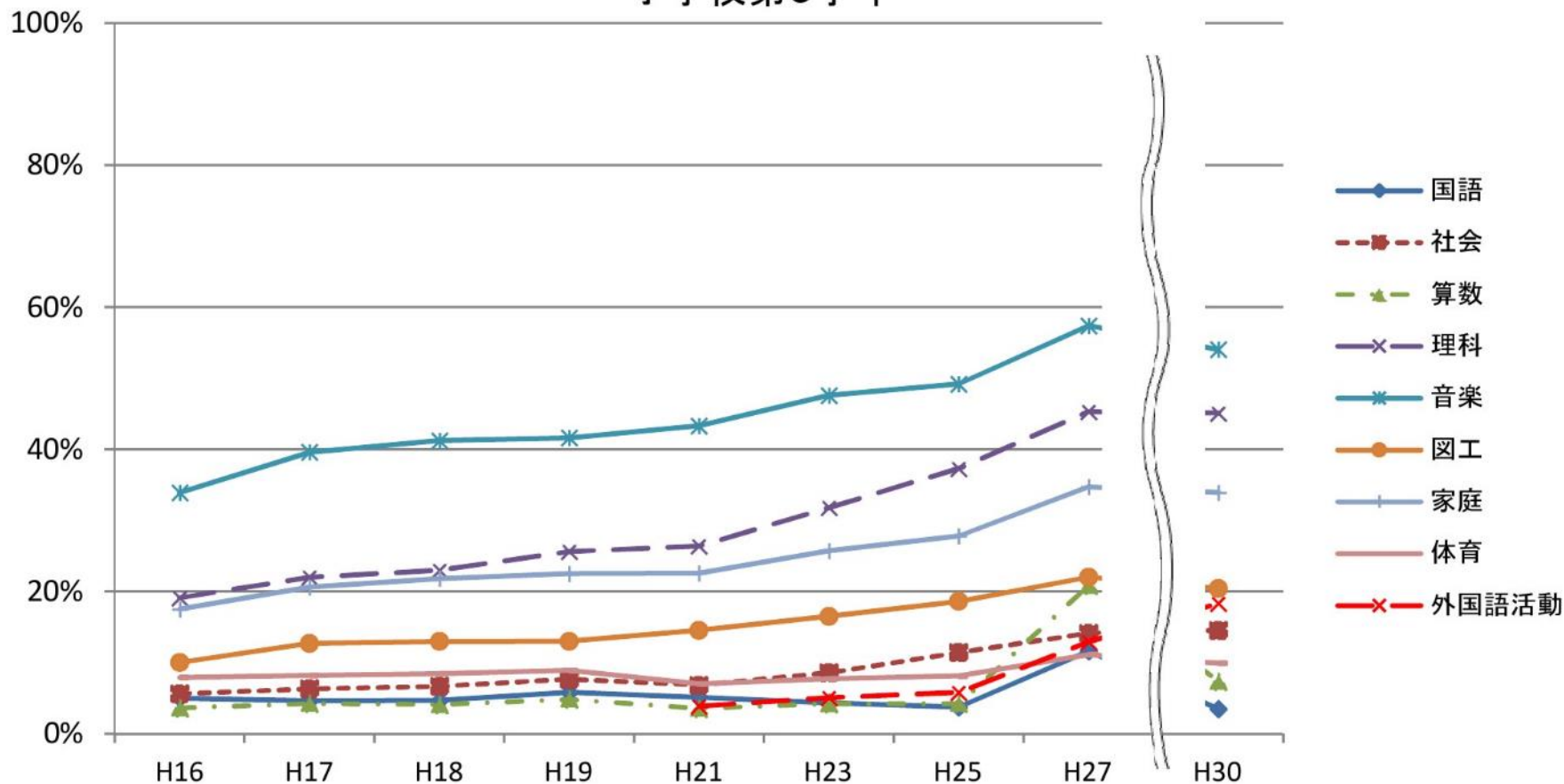
# 小学校等における教科等の担任制の実施状況【平成30年度計画】

	国語 (書 写を 除く)	書写	社会	算数	生活	理科	音楽	図画 工作	家庭	体育	外国語 活動
第1学年	1.1%	6.6%		1.5%	0.8%		12.2%	4.3%		6.1%	
第2学年	2.3%	13.5%		2.5%	1.6%		20.7%	9.8%		7.4%	
第3学年	2.4%	26.8%	6.0%	5.1%		21.6%	40.6%	16.8%		7.7%	11.3%
第4学年	2.5%	29.7%	7.4%	5.9%		32.3%	47.8%	20.4%		8.4%	12.0%
第5学年	3.4%	26.6%	14.5%	7.3%		45.1%	54.0%	20.4%	33.9%	9.9%	18.3%
第6学年	3.5%	26.8%	15.5%	7.2%		47.8%	55.6%	21.0%	35.7%	10.5%	19.3%

- \*1 ここでの教科等の担任とは、「学級担任以外で、教科等(複数教科を担当することも含む)を主指導する教師」のことである。
- \*2 ここには、以下の様な多様な形態のものを含む(複数の教師が協力して行う指導(TT)で実施する場合も含む。)。
  - ・教員の得意分野を生かして実施するもの。  
(例)あるクラスの担任を持ちながら、得意分野である理科については他のクラスの授業も受け持つ場合。
  - ・中学校・高等学校の教員が兼務して実施するもの。  
(例)地域の中学校の外国語の教員が、第6学年の外国語の時間のみの当該小学校において外国語活動の授業を行う場合。
  - ・非常勤講師が実施するもの。  
(例)音楽の専科教員が、市内の複数の学校を受け持ち、当該小学校の音楽の時間のみの授業を行う場合。
- \*3 各教科等の一部の領域についてのみ教科等担任制を実施している場合も含む。
- \*4 年度途中から教科等担任制を導入する場合も含む。ただし、担任以外の教師による指導が継続的でない(単発で担任以外の教師が指導する等)場合は含まない。

(出典:平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査)

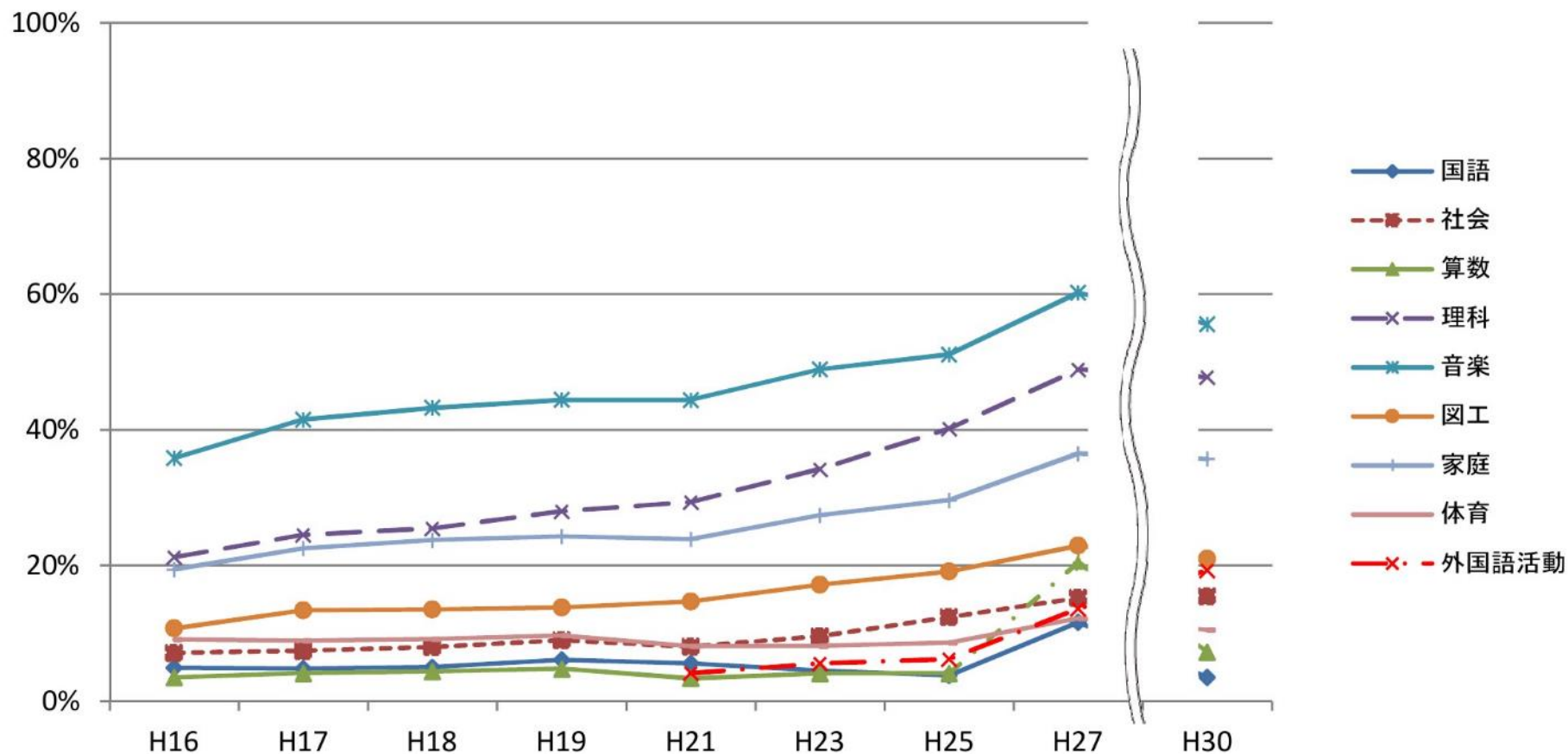
## 小学校第5学年



※ 平成30年度調査において「教科等の担任」の定義について改めて整理したため、平成27年度までの調査結果と単純な比較はできない。



## 小学校第6学年



※ 平成30年度調査において「教科等の担任」の定義について改めて整理したため、平成27年度までの調査結果と単純な比較はできない。

- 多くの都道府県において、独自の少人数学級の取組が行われている。
- その中でも、小学校低学年での実施が多く、中学校については第1学年において取組が進んでいる。

## 少人数学級を実施している都道府県・指定都市（67自治体）

学年区分	編制人員				純計
	30人以下	31～34人	35人	36～39人	
小学校 1 学年	17	4	/		21
2 学年	15	4			19
3 学年	4	5	41	2	51
4 学年	4	4	39	3	49
5 学年	4	2	32	4	41
6 学年	4	2	31	5	41
<b>小学校純計</b>	<b>19</b>	<b>5</b>	<b>44</b>	<b>5</b>	<b>57</b>
中学校 1 学年	5	4	49	3	61
2 学年	2	3	31	2	38
3 学年	3	3	30	2	38
<b>中学校純計</b>	<b>6</b>	<b>5</b>	<b>50</b>	<b>4</b>	<b>61</b>
<b>小・中学校純計</b>	<b>19</b>	<b>7</b>	<b>55</b>	<b>7</b>	<b>64</b>

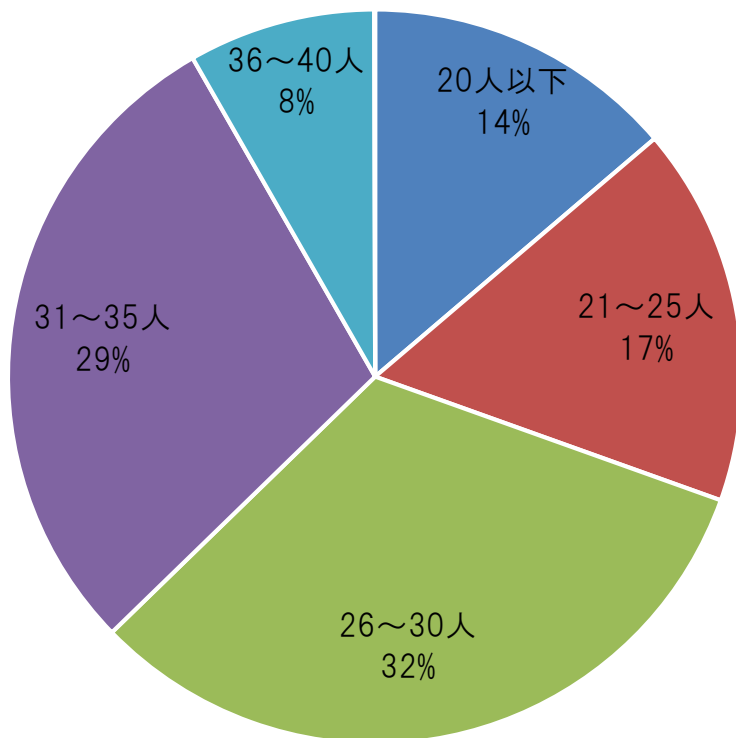
### 【留意事項】

- 小学校1学年の学級編制の標準は35人、小学校2学年は36人以上学級の解消のための加配定数の活用等により実質的に35以下学級を実現することとしているため集計から除外。
- 小学校1・2学年において35人未満、小学校3学年～中学校3学年において40人未満の学級編制を認めている状況を集計している。
- 同一学年でも学級数等により編制人員の取扱いが異なる場合は重複計上。
- 「純計」は、縦の区分（編制人員）又は横の区分（学年区分）で複数該当している都道府県市数を除いた数である。
- 左の表には、児童生徒の実態に応じて一部の学校を対象とする場合を含む。

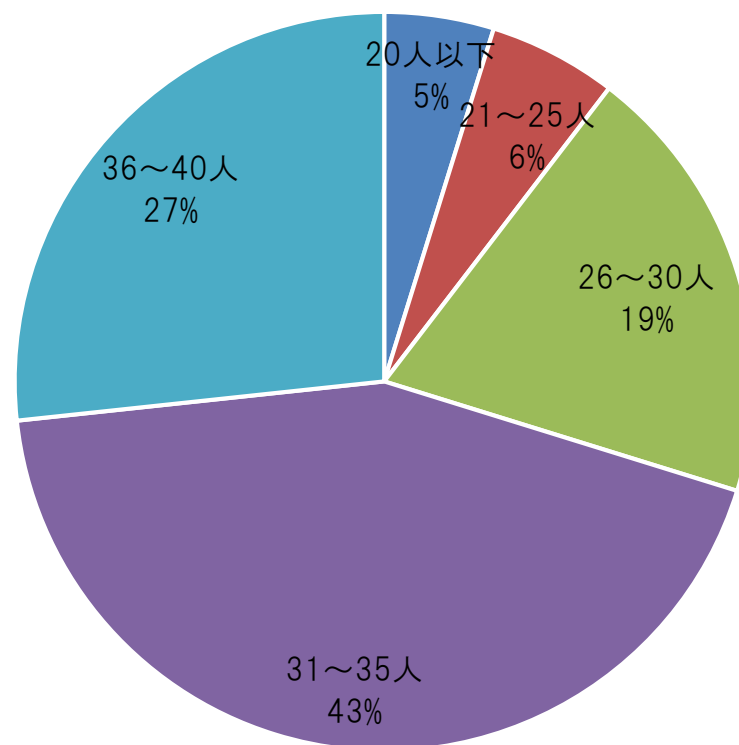


- 平均学級規模は、小学校で1学級当たり27.5人、中学校で31.9人となっている（公立学校、単式学級）。

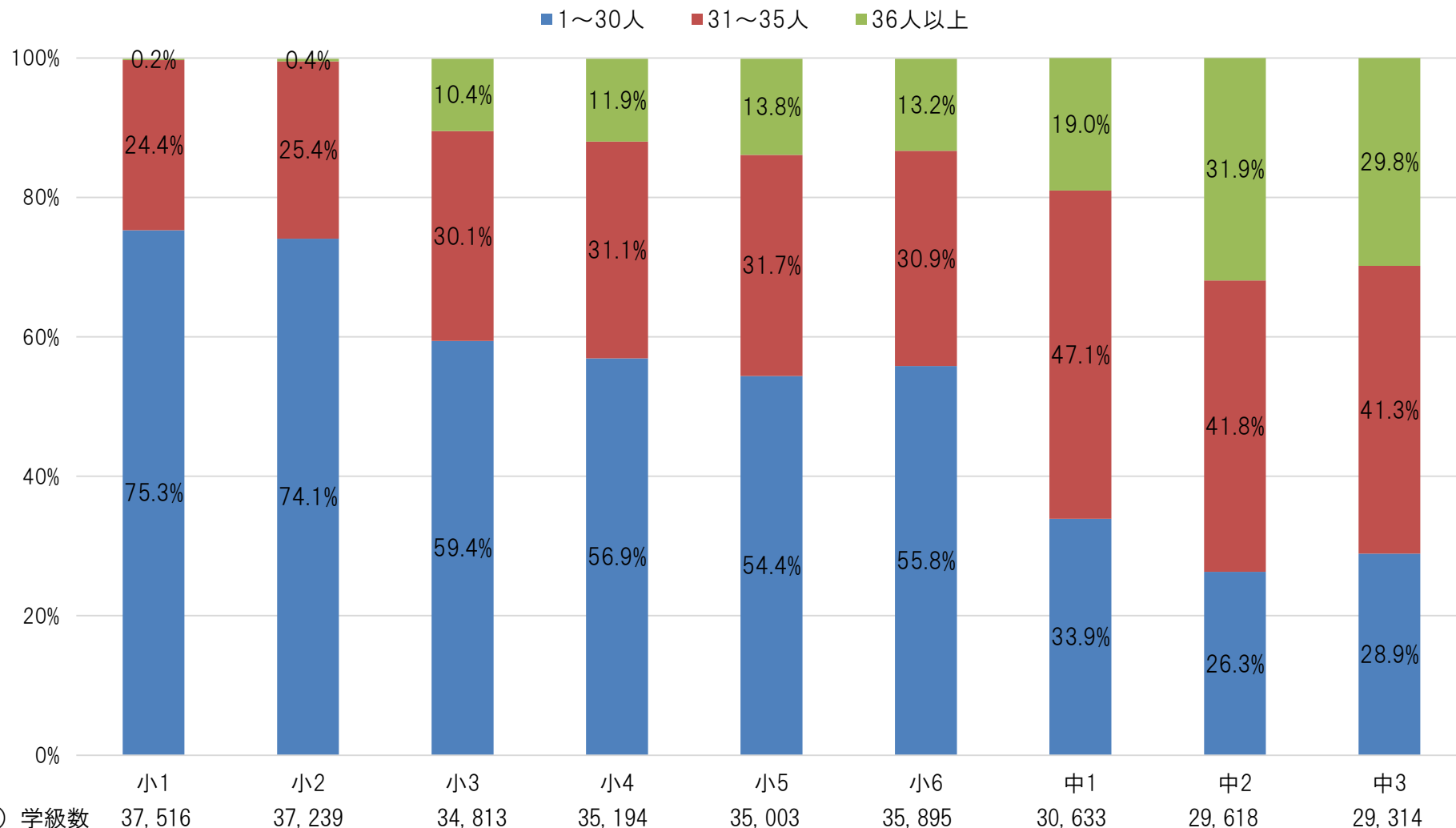
小学校



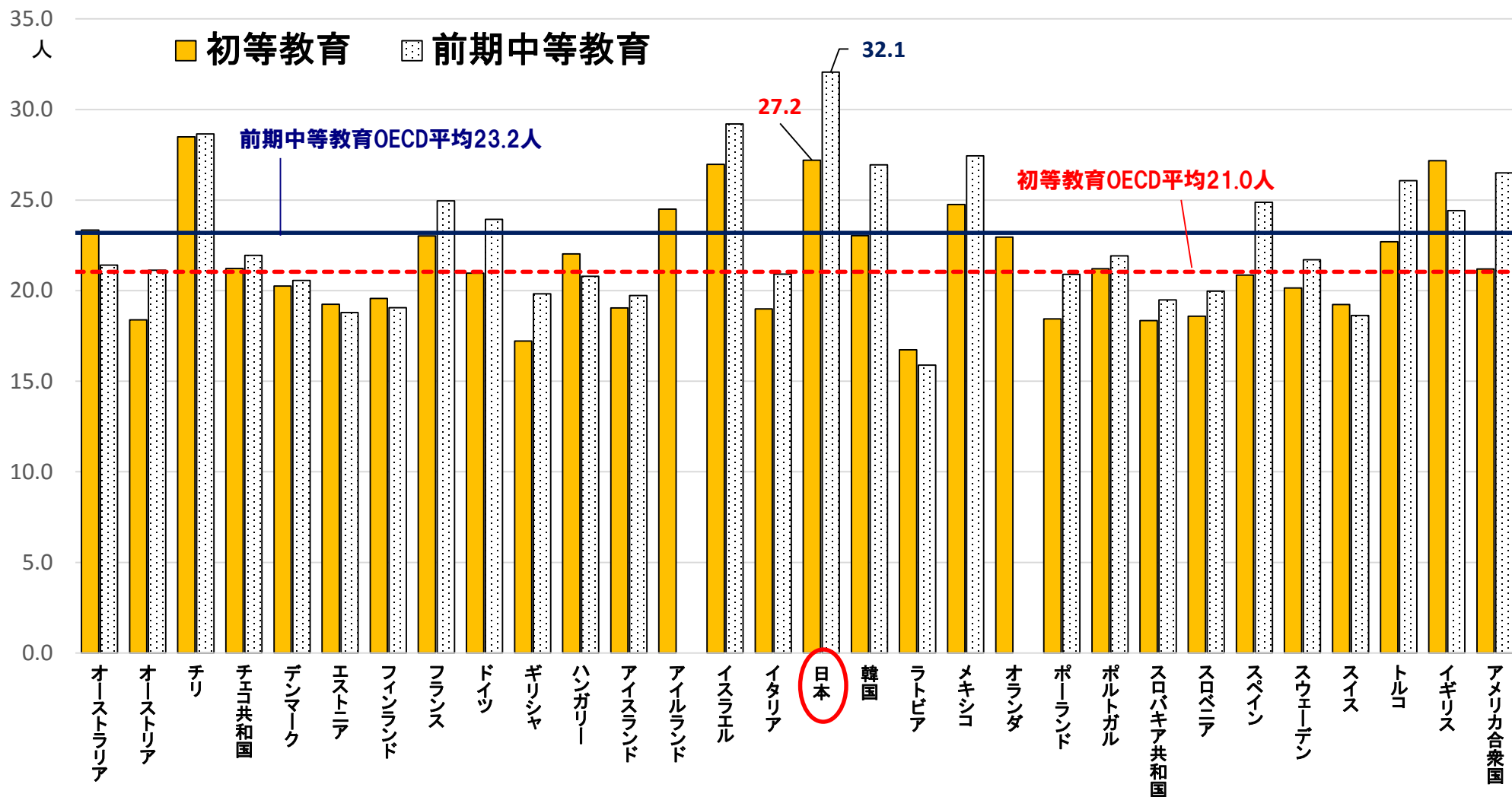
中学校



- 小学校では約1割が36人以上学級、約4割が31人以上学級である。
- 中学校では約3割が36人以上学級、約7割が31人以上学級である。



日本の学校における平均学級規模は、OECD平均よりも大きく、もっとも学級規模の大きい国の一つ。  
 (初等教育27.2人(OECD平均21.0人)、前期中等教育32.1人)



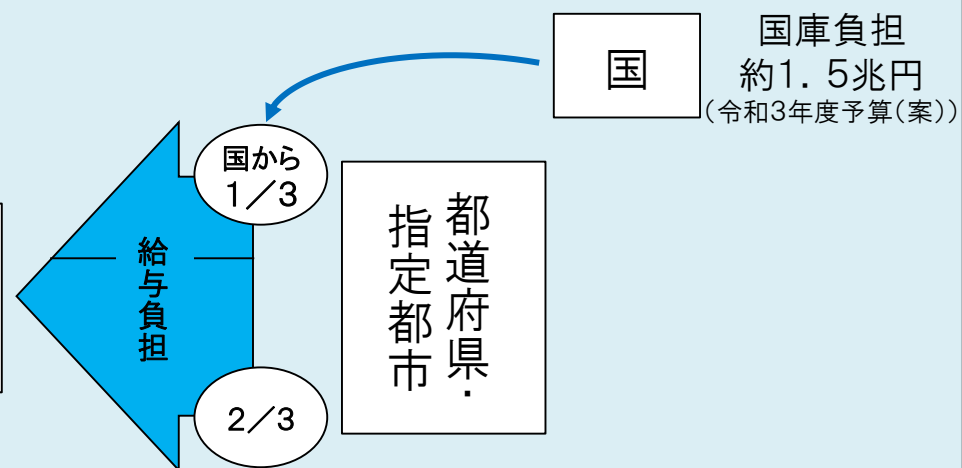
- ・ 国公立学校が対象。
- ・ 日本の数値は、平成29年度学校基本調査を元に算出したもの。
- ・ 日本の調査年は、OECDの調査年の1年前となっている。[例:日本:平成29年(2017年) → OECD平均:2018年]
- ・ 日本の数値が、学校基本調査に基づく数値と異なるのは、各国間比較のため特別支援学級を除いていることなどによる。
- ・ 本グラフの数字は、OECDが公表している数字を基に作成(小数点第二位を四捨五入)。

## 制度の基本的役割

○憲法の要請に基づき、義務教育の根幹(機会均等、水準確保、無償制)を国が責任をもって支える制度。

## 制度の概要

- 市町村が小中学校を設置・運営。
- 都道府県が市(指定都市除く)町村立学校の教職員を任命し、給与を負担。【県費負担教職員制度】
- 指定都市は設置する学校の教職員の任命、給与負担を一元的に行う。
- 国は都道府県・指定都市に係る教職員給与費の1/3を負担。(平成18年度1/2→1/3)

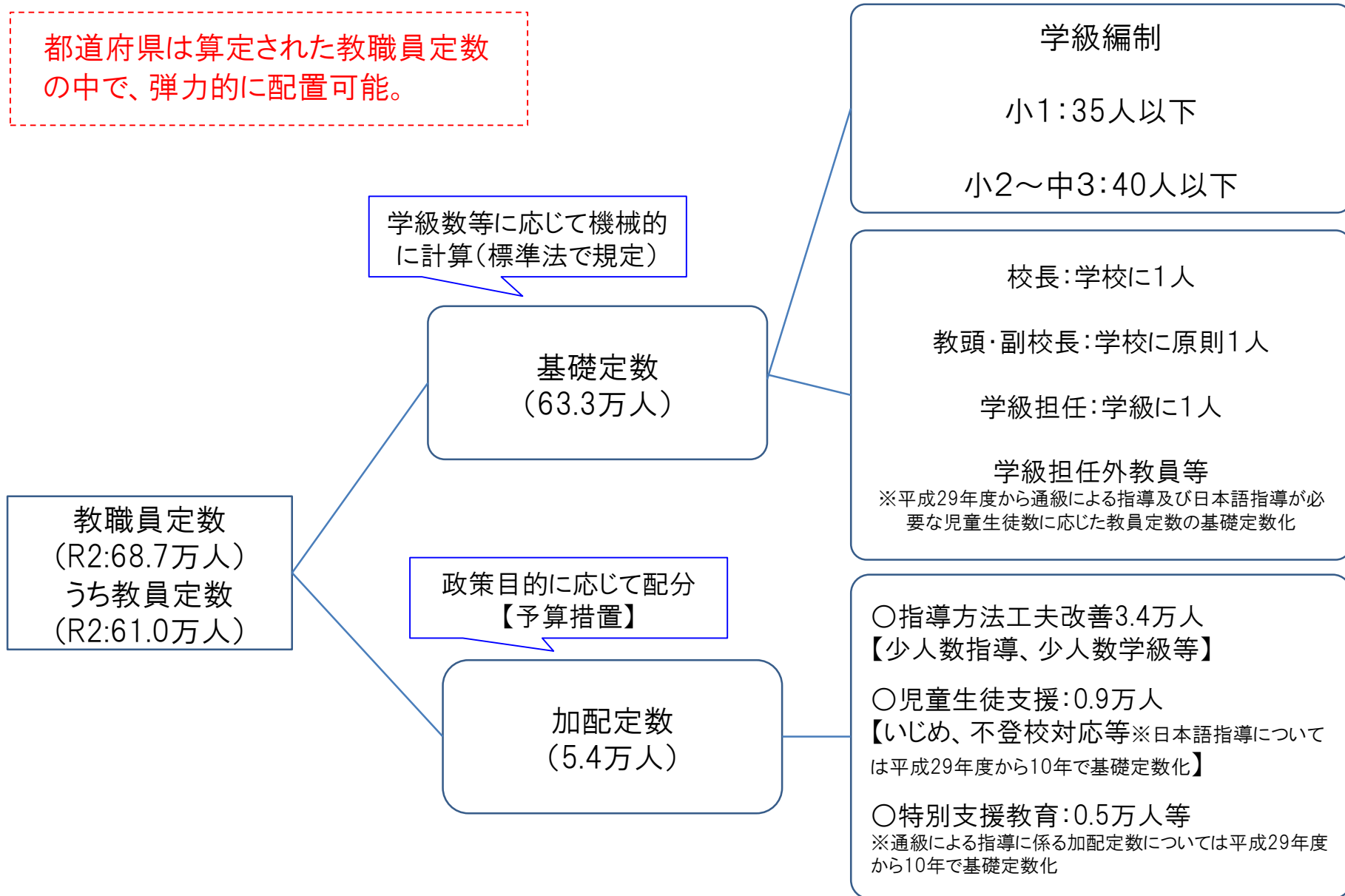


公立義務教育諸学校の教職員の給与費  
(総額約4.5兆円)

(約68.7万人:小学校40.7万人、中学校23.2万人、特別支援学校4.8万人)

## 国庫負担金の算定方法

給与単価 × 国庫負担定数※ × 1/3 (※標準法定数(基礎定数+加配定数))



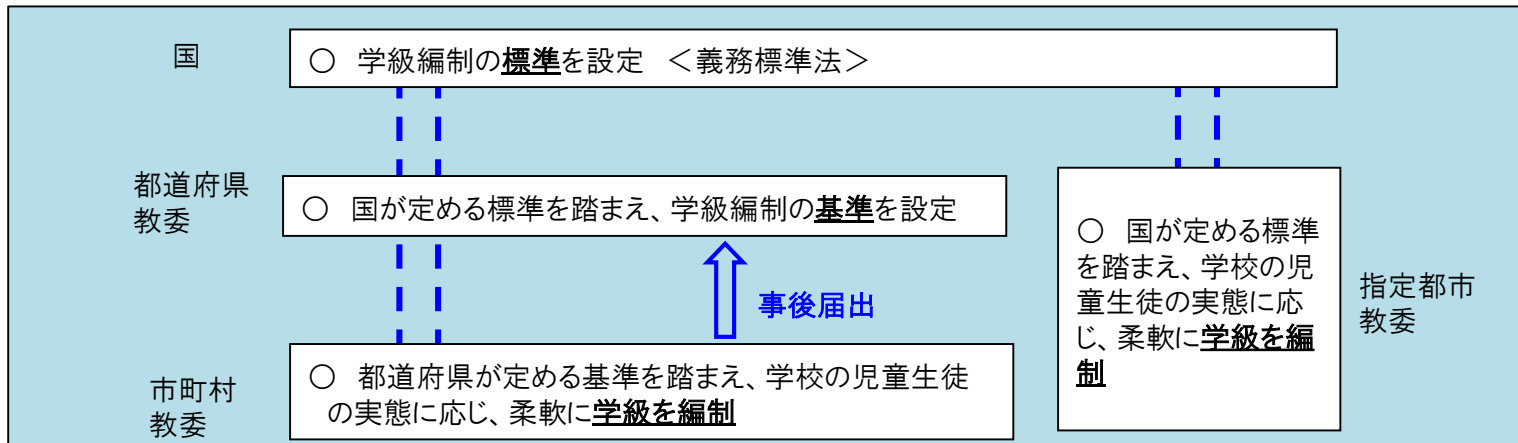
## ○義務標準法に規定する学級編制の標準

＜小・中学校＞	小学校	中学校
同学年で編制する学級	35人(1年生) 40人(2～6年生)	40人
複式学級(2学年)	16人 (1年生を含む場合8人)	8人
特別支援学級	8人	8人
＜特別支援学校(小・中学部)＞	6人（重複障害 3人）	

《参考》  
○小学校設置基準(文部科学省令)  
(一学級の児童数)  
第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(学級の編制)  
第五条 小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編制することができる。

## ○学級編制における国、都道府県、指定都市、市町村の関係





## (1) 基礎定数(義務標準法第6条～第9条)

①校長(第6条) 学校に1人

②教諭等(第7条1項(学級数に応じて算定) 詳細は次頁。

③教諭等(第7条2～7号(②に加え、学校規模等に応じて算定))

■教頭(副校長)の複数配置

小学校 27学級以上の学校に+1人

中学校 24学級以上の学校に+1人

■生徒指導担当

小学校 30学級以上の学校数に1/2人

中学校 18～29学級の学校数に1人、30学級以上の学校数に3/2人

■少人数指導等の担当教員

児童生徒数

200人から 299人までの学校数×0.25

300人から 599人までの学校数×0.5

600人から 799人までの学校数×0.75

800人から1,199人までの学校数×1.00

1,200人以上の学校数 ×1.25

■障害に応じた特別の指導(通級による指導)担当教員 13人に1人 ※

■日本語指導担当教員 18人に1人 ※

■初任者研修担当教員 6人に1人 ※

※平成29年度～令和8年度の10年間で段階的に実施

④養護教諭(第8条)

■3学級以上の学校に1人

■複数配置

小学校 児童生徒数851人以上の学校に+1人

中学校 児童生徒数801人以上の学校に+1人

⑤栄養教諭・学校栄養職員(第8条の2)

■給食単独実施校 児童生徒数 549人以下の学校に 1/4人  
550人以上の学校に 1人

■共同調理場 児童生徒数 1500人以下の場合 1人  
1500～6000人の場合 2人  
6001人以上の場合 3人

⑥事務職員(第9条)

■3学級の学校に3/4人、4学級の学校に1人

■複数配置

小学校 27学級以上の学校に+1人

中学校 21学級以上の学校に+1人

■就学援助を受ける児童生徒が100人以上で、かつ当該学校の全校児童生徒数の25%を占める場合+1人

## (2) 加配定数(義務標準法第7条2項、15条)

①教諭等

■指導方法工夫改善(第7条2項)

少人数指導、習熟度別指導、ティーム・ティーチングなどのきめ細かな指導や小学校における教科専門的な指導を行う場合に加配措置。

■児童生徒支援(第15条2号)

いじめ、不登校や問題行動への対応のほか、地域や学校の状況に応じた教育指導上特別な配慮が必要な場合に加配措置。

■特別支援教育(第15条3号)

通級による指導への対応等のための加配措置。

■主幹教諭(第15条4号)

主幹教諭の配置に伴うマネジメント機能強化のための加配措置。

■研修等定数(第15条6号)

資質向上のための教員研修、初任者研修等のための加配措置。

②養護教諭(第15条2号)

いじめ、保健室登校など心身の健康への対応のための加配措置。

③栄養教諭(第15条2号)

肥満・偏食など食の指導への対応のための加配措置。

④事務職員(第15条5号)

学校事務の共同実施を通じた事務機能の強化のための加配措置。

# これまでの教職員定数改善の経緯

区分	要求数	改善増	改善の内容	学級編制の標準	区分	要求数	改善増	改善の内容	学級編制の標準
第1次 34'~38' [5年計画]	不明	34,000人	学級編制及び教職員定数の標準の明定	50人	25'	5,500人	1,400人	いじめ問題への対応、特別支援教育、小学校における専科指導	
第2次 39'~43' [5年計画]	不明	61,683人	45人学級の実施及び養護学校教職員の定数化等	45人	26'	3,800人	703人	小学校英語の教科化への対応、いじめ・道徳教育への対応、特別支援教育の充実	
第3次 44'~48' [5年計画]	37,141人	28,532人	4個学年以上複式学級の解消等	↓	27'	2,760人	900人	授業革新等による教育の質の向上、チーム学校の推進、個別の教育課題への対応、学校規模の適正化	
第4次 49'~53' [5年計画]	40,000人	24,378人	3個学年複式学級の解消及び教頭・学校栄養職員の定数化等	↓	28'	3,040人	525人	創造性を育む学校教育の推進、学校現場が抱える課題への対応、チーム学校の推進	
第5次 55'~3' [12年計画]	121,288人	79,380人	40人学級の実施等	40人	29'	3,060人	868人	<基礎定数化> ①通級による指導、②外国人児童生徒等教育、③初任者研修、④少人数教育 <加配定数改善> 小学校専科指導充実、統合校・小規模校支援、共同事務実施体制強化(事務職員)、貧困等に起因する学力課題の解消等	
第6次 5'~12' [6→8年計画]	35,209人	30,400人	指導方法の改善のための定数配置等		30'	3,800人	1,595人	<加配定数改善> 小学校英語専科指導の充実、中学校生徒指導体制の強化、共同学校事務体制強化(事務職員)、貧困等に起因する学力課題の解消、統廃合・小規模校への支援等 <基礎定数化の着実な推進>	
第7次 13'~17' [5年計画]	26,900人	26,900人	少人数による授業、教頭・養護教諭の複数配置の拡充等		R1'	2,861人	1,456人	<加配定数改善> 小学校英語専科指導の充実、中学校生徒指導体制の強化、共同学校事務体制強化(事務職員)、貧困等に起因する学力課題の解消、統廃合・小規模校への支援等 <基礎定数化の着実な推進>	
18'	1,000人	0人			R2'	4,235人 <sup>(※1)</sup> 2,235人 <sup>(※2)</sup>	3,726人 <sup>(※1)</sup> 1,726人 <sup>(※2)</sup>	<加配定数改善> 小学校英語専科指導の充実、義務教育9年間を見通した指導体制への支援、中学校生徒指導体制の強化、共同学校事務体制強化(事務職員)、貧困等に起因する学力課題の解消、統廃合・小規模校への支援等 <基礎定数化の着実な推進>	
19'	331人	0人			R3'	2,397人 <sup>(※1)</sup> +事項要求 397人 <sup>(※2)</sup> +事項要求	2,397人 <sup>(※1)</sup> +744人 397人 <sup>(※2)</sup> +744人	<少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備> 小学校35人学級を段階的に実施(R3年度は小2) <加配定数改善> 義務教育9年間を見通した指導体制への支援 <基礎定数化の着実な推進>	小:35人 中:40人
20'	7,121人	1,195人	主幹教諭、特別支援教育、食育						
21'	1,500人	1,000人	主幹教諭、特別支援教育、教員の事務負担軽減等	↓					
22'	5,500人	4,200人	理数教科の少人数指導、特別支援教育、外国人児童生徒等への日本語指導等	↓					
23'	8,300人	4,000人	小1のみ学級編制の標準を35人	小1:35人 小2~中3:40人					
24'	6,000人	2,900人	小2の36人以上学級解消、様々な児童生徒の実態に対応できる加配定数措置	↓					

(※1)配置の見直し2,000人を含む。(※2)配置の見直し2,000人を除く。



## ～学校における働き方改革と少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備～

令和2年度第2次補正予算額 40億円

学校における働き方改革を進めるとともに、少人数によるきめ細かな指導体制を構築するため、令和3年度においては3,141人の教職員定数を改善（振替2,000人を除く改善は+1,141人）。

GIGAスクール構想の下、一人一台端末の活用と少人数による指導体制を構築し、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現。

- ・教職員定数の改善 +68億円（+3,141人）
- ・教職員定数の合理化減等 ▲35億円（▲1,615人）
- ・教職員配置の見直し ▲43億円（▲2,000人）
- ・人事院勧告による給与改定 ▲45億円
- ・教職員の若返り等による給与減 ▲2億円
- 対前年度▲58億円

### 学校における働き方改革等

計 +2,397人

#### ○教員の持ちコマ数軽減による教育の質の向上 +2,000人（加配定数）

##### ◆小学校専科指導の充実

義務教育9年間を見通した指導体制への支援 +2,000人

教員の持ちコマ数の軽減や、教科指導の専門性を持った教員によるきめ細かな指導など、小学校の専科指導に積極的に取り組む学校を支援。

（※） 令和2年度予算編成過程において、指導方法工夫改善定数3.3万人について、小学校のチーム・ティーチング6,800人のうち算数での活用が見込まれる4割を除く残り4,000人については、学校の働き方改革の観点から、専科指導のための加配定数に発展的に見直すこととした。（令和2年度、3年度の2年間で段階的に2,000人ずつ実施）

#### ○教育課題への対応のための基礎定数化関連 +397人（基礎定数）

（H29.3義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減）

- ◆発達障害などの障害のある児童生徒への通級指導の充実 +506人
- ◆外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実 + 90人
- ◆初任者研修体制の充実 + 11人

※基礎定数化に伴う定数減等 ▲210人

### 少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備 +744人

#### ○少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備

（内容）

少人数によるきめ細かな指導体制を構築するため、義務標準法を改正し、小学校について学級編制の標準を5年かけて、学年進行で35人に計画的に引き下げることとし、学級編制の標準の引下げ及び、引下げに伴う副校長・教頭や生徒指導担当教員などの教職員配置の充実のための定数改善を図る。

（改善内容・改善数）

改善事項	改善総数	3年度改善数
35人学級の実現（小学校全学年）	12,449	519
少人数学級実現に伴う教職員配置の充実	1,125	225
・副校長・教頭の配置充実	(480)	(96)
・生徒指導・進路指導担当教員の配置充実	(165)	(33)
・事務職員の配置充実	(480)	(96)
計	13,574	744

（年次計画）

	R3	R4	R5	R6	R7	計
改善数	744	3,290	3,283	3,171	3,086	13,574